

一、「將來に於ける效力」 將來に於る破産の效力は七つある。

- 一、剝奪
- 二、個人的訴権の停止
- 三、利息の停止
- 四、抵當權登記の停止
- 五、期限付債務の辨濟要求可能
- 六、債權者團のための一般抵當權
- 七、期限

一、剝奪 *deprivation* —— 剝奪は破産者 *failli* より財産管理權を奪ふにある。(第四百四十三條) 破産者は剝奪に依つて未成年者の如く無能力となるのではないが、其財産を處分することは出来ない。又そのなしたる行爲は自己に於ては有效なるも債權者に對抗せしめることは出来ない。破産の判決後は破産者の財産の管理は破産管財人 *syndic* に移る。破産に關する訴訟につき法廷に出廷するものは管財人、又破産者の名前に於て第三者と契約をなす者も管財人である。

二、個人の訴権停止 —— 破産宣告の判決以後は破産者に對する其財産の差押若くは賣却の個人の訴権は一切行使が出来ない。債權者に對する清算及び辨濟は管財人に委ねられる。(第四百四十三條) 右の解釋

は、主として其場にありたる者若くは最初に破産を知りたる者が、遅く知りたる他の債權者の不利をも顧ず辨濟を受けることをなからしめ、以て全債權者に完全なる平等を確保するにある。

但し右の效力は抵當權者 *créancier hypothécaire* 若くは質權者 *créancier nanté d'un gage* には適用されず、破産ある場合にも夫々抵當權若くは質權の實現を追求する權利を保有する。

三、利息の進行停止 —— 同じく債權者の全き平等を保つ考へより、法律は破産宣告の判決後、利息はその進行を停止す可きことを規定した。實際に於ては利息を約定せぬものもあり、又各債權者の約定せる利息の高が區々なる場合もあり得るわけで、債權者間の平等を期するため、各債權者は破産以後利息を得るの權利を有しない。(第四百四十五條)

先取特權者 *créancier privilégié*、及び抵當權者は此點に關しては普通法の規定を受けない。

四、抵當權登記の停止 —— 破産者の不動産に對して先取特權若くは抵當權を有する債權者は、破産宣告の判決以後は登記することが出来ない。従つて右の債權者は前以つて自己の權利を公にせざるときは普通債權者 *créancier chirographaire* 同様に扱はれる。之を要するに法律は以上の解決を以て、債權者の地位を破産宣告の判決より決定的に停止せしめんとしたのである。(民第二千四百四十六條、商第四百四十八條第一項)

五、期限付債務の辨濟要求の可能 —— 破産者は破産を宣告せる判決より後は期限の利益を失ふ。従つて



總ての期限付債務は直ちに辨済を要求することが出来るやうになる。(第四百四十四條) 其理由は二つある。一、破産は期限を認めしめたところの信用を失墜せしめる。二、若し各債権者に對し夫々債務の期限を考慮したならば破産の清算は甚しく複雑となる。

六、債権者團のための一般抵當權——法律は債権者團に對し破産者の全不動産につき一般抵當權を認め居る。従つて法律は此等の債権者には、破産者が後日和議によつて自己の事業を管理し得るやうになつた場合に契約をせる債権者に對し、優先權を與へるものである。(第四百九十條)

七、失權——法律は破産者に對しては嚴重なる失權を規定してゐる。

破産者は以後三ヶ年、立法議會及び地方評議會(縣會、郡會、市町村會)の選舉權並びに被選舉權を失ふ。又商事裁判所、勞資協調會、商業會議所 *chambre de commerce*、工業諮問所 *chambre consultative des arts et manufactures* の選舉權及び被選舉權も有しなす。

又破産者は仲買人、公認仲立人、陪審員たることを得ず、取引所に出入することも禁じられ、又佛蘭西銀行の割引も以後許されない。

又破産者はレジョン・ドヌール勳章、軍功章、外國勳章を佩用することが出来ない。

以上の如き失權は二つの點より承認することが出来る。先づ破産は商人の身上に不信用を蒙らしめ、爲めに或種の機能若くは權利を行ふ資格を失墜せしめる。次に失權を蒙る恐れより、商人をして破産を避け

るため忠實に契約を履行せしめる。

二、「既往に於る效力」破産の宣告ある前は多少長い恐慌の期間があるを常とし、その間に於て潰滅の危期にある商人は往々不可避の破綻を少しでも先に延ばさうとして、不可能の事を試みるものである。即ち窮地を脱せんとして陋策に走り、他言を封じるために頑強なる債権者に乗せられることもまゝあることである。

法律は右の如き行爲が債権者團に損害を與へる時は、取消の訴を認めてゐる。破産が既往に於ても效力を生ずるためである。此點に關して法律は無効を三種に區別してゐる。當然の無効行爲、取消し得る行爲及び取消し得る抵當

權登記がそれである。

(a)當然の無効行爲——支拂停止の時期以後若くは之に先立つ十日間以内より破産宣告の言渡までになしたる行爲は當然無効である。贈與、滿期ならざる債務の支拂、若くは正貨又は商業證券以外のものに依る滿期の債務の支拂(第四百四十六條)、抵當權、不動産質權(用益質權)若くは動産質權にして此等の擔保の設けられたる以前に於て(支拂停止以前ではない)契約された債務のために設定せるもの。

以上の行爲は當然無効となる。即ち商事裁判所は債務者の名によつて管財人より無効の言渡の要求があつた時は之を言渡す義務を有するものである。



(b)取消し得る行爲——支拂停止以後に於て其他の行爲をなしたる時は、債権者のために取消することが出来る。例へば有償行爲、金錢若くは商業證券を以てなされたる満期の債務支拂。

此等の行爲は單に取消し得るのであつて、商事裁判所は第一の場合に於ては裁量の餘地を有しないが、此場合には裁量の權能を行使する。訴を受けた行爲の受益者たる第三者が支拂停止の状態を承知してゐたことを證明し得たる時のほかは無効を言渡すことが出来ない。第二の場合に於て無効を生ず可き期間が支拂停止より始り、之に先立つ十日間を含まないのは右の理由による。

(c)支拂停止前十日より破産宣告に至る間になされたる抵當權の登記は、抵當權の設定と登記との間に十日間以上経過してゐる時は、常に管財人によつて代表される債権者の請求により取消することが出来る。その理由は第一に抵當權者の登記遲滞を罰するため、又此遲滞のため他の債権者に於て、商人の信用が未だ完全なるものと考へ、ために損害を被ることがある理由による。(第四百四十八條第二項)

廢罷訴權との比較——右に述べた無効の規定は、債権者が債務者の詐欺を證明するを要しない點に於て、民法第百六十七條の廢罷訴權 *action paulienne* よりも一層債権者を有効に保護するものである。

問四十七 (破産)

一、破産とは何か。 二、破産事件を規定する法律如何。 三、規定の嚴格なる理由如何。 四、支拂

停止の債務者の條件には如何なる段階が存するか。 五、破産と非商人破産の區別如何。 六、破産の宣告を受ける者は如何。 七、條件は如何。 八、管轄裁判所は如何。 九、手續如何。 十、破産宣告の判決は何を含むか。 十一、判決の將來に於る効力は如何。 十二、剝奪は如何。 十三、個人の訴權が停止される理由如何。 十四、右の効力は抵當權者及び質權者にも適用されるや。 十五、利息の進行を停止せしめる理由如何。 十六、抵當權の登記に於ては如何。 十七、破産者が期限の利益を喪失する理由如何。 十八、法律が破産者の不動産に一般抵當權を認める理由如何。 十九、破産者の失權は如何。 二十、破産宣告の判決の既往に於る効力如何。 二十一、當然の無効行爲は如何。 二十二、取消し得る行爲は如何。 二十三、或種の抵當權の登記が取消され得る理由如何。

摘要四十七 (破産)

一、定 義——支拂を停止し、債権者に對して契約を履行し得ない商人の状態

一、裁判上の清算(一八八九年三月五日の法律)

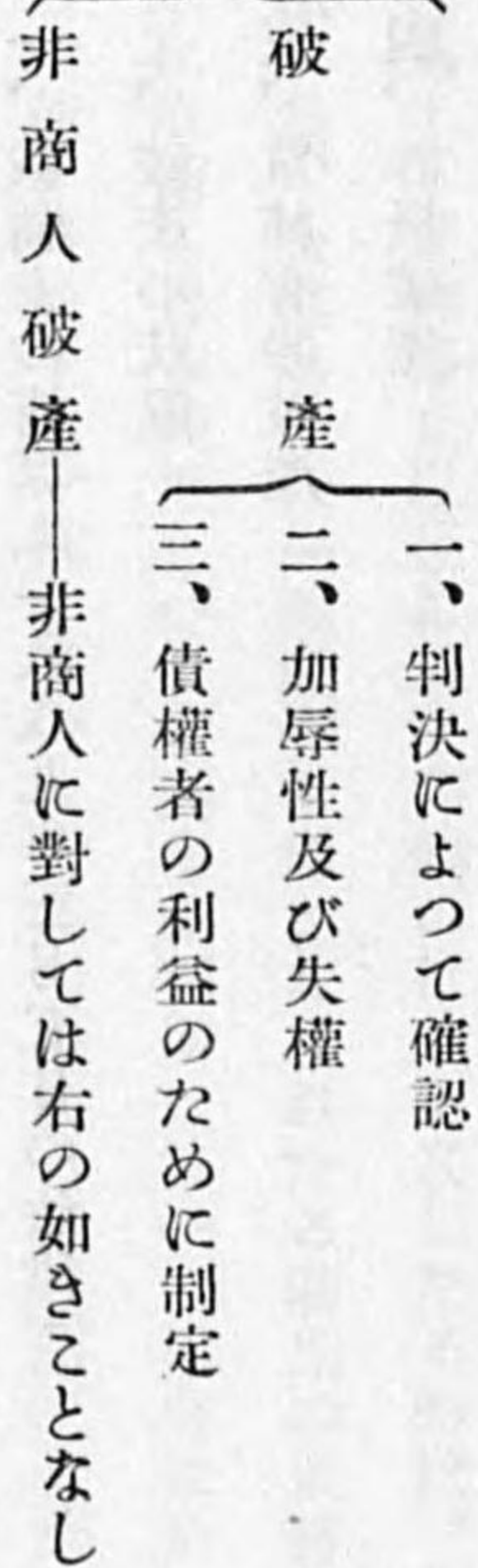
二、段

階

- 二、破産の状態
- 三、單純有罪破産
- 四、詐欺破産



三、非商人破産  
と破産の相  
異



一、二 條件

- a 商人たること
- b 支拂を停止せること

a 財産の剝奪

b 個人の訴權停止

c 利息の進行停止

d 抵當權登記の停止

e 期限付債務の辨濟請求可能

f 債権者團のための一般抵當權

g 失權（選舉人、被選舉人、陪審員其他になり得ず）

三、既往の效力

（或行爲（贈與其他）は支拂期日前十日より當然無効、又其他の行爲は支拂停止の時より取消すことを得）

四、破産の宣告

二、將來の效力

第二章 破産の終結

「解決の種類」 破産には二種の主なる解決方法がある。單純和議及び債権者集會がそれである。尙このほか中間的解決方法に、財産委付に依る和議及び財産の不足に因る終結がある。

第一項 單純和議

「定義」 單純和議 concordat simple とは、債務者に於て一定期間内に其債務を、百に對する割合を以て辨濟す可き契約に依り、債権者が破産を終了せしめ、商人をして營業に就かしめることに同意する契約をいふ。債権者は此犠牲により、破産者の財産の清算に依る以上に有利なる結果を得んことを望むものである。

和議に關しては其締結、效力及び取消について研究するを要する。

一、「締結」 和議の締結には三つの條件が必要である。債権者の同意、詐欺破産のなきこと及び裁判所の認可。

(a) 債権者の同意——破産の債権が確定後三日以内に、債権者は受命判事主宰の下に集會し、破産管財人の報告及び破産者の申立を聽きたる上、破産者に對する和議の認否につき票決する。（第五



## 百一條乃至第五百六條)

和議は二重の多數決に依る同意を要する。即ち債権者數の過半数及び、債権額の三分二に當る者の同意。(第五百七條)

何れの數にも充たない時は和議は決定的に否決される。何れか一方の數に達した時は以後八日間に再び集會する。(第五百九條)

(b) 詐欺破産のなきこと——若し破産者が詐欺破産 *banqueroute fraudulente* を言渡された時は和議は許可されない。之に反し單純有罪破産 *banqueroute simple* の時は和議は成立し得る。(第五百十條及び第五百十一條)

(c) 裁判所の認可——和議は商事裁判所の認可を得た後でないとして施行することが出来ない。裁判所は二重の多數決による同意を得てゐない場合の如き法律所定の方式に違反ある時、若くは破産者の承認した配當額が餘りに少い時は、認可を拒否することが出来る。(第五百十五條)

註 此種の和議が裁判上の和議 *concordat judiciaire* と呼ばれ、破産以外の事件に關し總債権者の一致を必要とする協議上の和議 *concordat amiable* と對立せしめられるのは此故に由る。

二、「效力」 和議の効力は二つの根本的觀念に導くことが出来る。(a) 將來に於て破産を停止せしめる。(b) 破産者に債務の期間及び免除を認める。

(a) 將來に於る破産の停止——破産は將來に於て停止し、剝奪は解除され、破産者は自己の財産の管理權を回復し、破産管財人及び受命判事の職務は終了する。破産管財人は受命判事の面前に於て破産者に決算書を渡し、又其包括財産 *universelle des biens*、帳簿、書類及び證券を引渡す。

## (第五百十九條)

併し乍ら和議は破産に因つて生じたる失權は廢止せず、之は復權 *rehabilitation* の後でなければ消滅を見ない。債権者團の法定抵當權は尙存續する。(第五百十七條)

(b) 債務の期限及び免除——和議は普通破産者に對し償却を容易ならしめる爲めに期限を與へ、又債務の十パーセント、十五パーセント、三十パーセント乃至それ以上の免除を與へる。

和議に由る債務の免除は普通の債務の免除とは次の四點に於て異なる。

一、普通の債務の免除は債権者の全體の意志によつて認められるも、和議に由る免除は債権者の多數決により少數の者にも之を強ふる。

二、普通の債務の免除は認められた範圍内に於て債務を根本的に廢止するも、和議に由る免除は債務者に對し自然義務を存續せしめる。

三、普通の債務の免除は債権者に持戻及び減殺に關する規定の適用を生せしめる純然たる恩恵であるが、和議に由る債務の免除は恩恵の觀念はなく、持戻及び減殺を生せしめない。



四、主たる債務者に對してなされたる普通の債務の免除は保證人を利するも、和議に由る債務の免除は主たる債務者一個に止り、保證人が之を援用することは出来ない。

五、「和議の取消」和議は廢棄、解除及び再度の破産宣告の三つの方法に依つて取消することが出来る。

廢棄——和議はその認可後積極財産の隠蔽若くは消極財産の誇張による詐欺の發見せられた時の外は廢棄することが出来ない。(第五百十八條)

解除——和議は破産者が債權者に對して契約せるところを履行せざる時に解除される。(第五百二十條)

再度の破産——最後に商人が新しい債權者に對し、和議を得てより其約定せる新たな契約を履行しない時は再び破産が行はれる。(第五百二十六條末項)

## 第二項 債權者集會

「定義」債權者集會 *union* とは、和議を拒否せる場合に破産債權者の當然とる可き状態にして、破産者の財産賣立及び債權者の間に賣得金の分配をなすを目的とする。

「債權者集會の機能」第一に解決す可き問題は債權者集會管財人 *syndic d'union* の資格に於る確定破産

管財人の存續若くは交替の問題である。商事裁判所は債權者の意見を聽きたる上で右につき言渡をなす。

(第五百二十九條)

債權者の多數の同意ある時は、受命判事は救助を與へることが出来る。(第五百三十條)

確定せる破産管財人の任務は清算にある。但し或期間を限り營業を繼續す可きことを委任されることが出来る。(第五百三十二條)破産者に屬する總ての種類の權利につき和解することが出来る。最後に破産管財人は受命判事監督の下に、破産者の不動産、商品及び有價證券の賣却を行はねばならない。(第五百三十四條、第五百七十二條及び第五百七十三條)

賣得金は大藏省供託金庫 *caisse des dépôts et consignations* に寄託される。(第四百八十九條)

「債權者間の配當」賣得金の配當は以下の規定に従ひ受命判事に依つて命せられる。

一、破産管理の費用支出。

二、破産者の救助。

三、先取特權者及び抵當權者の辨濟を受く可き金額。(第五百六十七條乃至第五百七十條)

右を控除したる殘餘は普通債權者間に各自の證明確定濟の債權に比例して (*au marc le franc*) 配當する。(第五百六十五條)

「債權者集會の終了」破産の清算が終了した時は、受命判事主宰の下に債權者の最後の集會が行はれ



る。破産管財人は報告をなし、債権者は破産者の免除につき意見を述べ、商事裁判所は此意見を承認若くは拒否する。

註 之は商法典の下に於ては民事拘束 *contrainte par corps* を避けるために大いに利益がありたるも、一八六七年以來此申立は破産の判決が犯人名簿 *criminals* の第三部に載ることを避ける以外に効果は存しない。譯者註——犯罪人名簿は三部よりなり、一部は原本、二部は官廳、裁判所のための謄本、三部は關係者のための謄本。

右の集會が終了した後は、債権者集會は當然解散し、債権者は破産者に對し、猶豫中にあつた各自の債権の部分の支拂を得るため、其取得し得る財産につき個人的に訴權の行使をなす權利を回復する。

### 第三項 財産委付に依る和議

〔定義〕 財産委付に依る和議 *concordat par abandon* (*Pactif*) とは破産者が債権者に自己の財産の全部若くは一部を委付し、債権者に於ては破産者が將來收得す可き財産によつて辨済す可き債務の未拂済金額の免除を承諾する契約をいふ。

此解決方法は商法の規定になく、商法第五百四十一條を右の如く修正した一八五六年七月十七日の法律によつて制定を見たものである。

〔締結の要件〕 此和議も亦單純和議と同様、人員、債權額に於る二重の多數決、詐欺破産なき事及び商

事裁判所の認可を必要とする。

〔效力〕 財産委付に依る和議は債権者集會及び單純和議の中間的解決方法である。

債権者集會に於ると同様、債務者は其財産の占有に復することなく、財産は賣却され、賣得金は債権者間に配當される。

### 第四項 財産の不足による終結

〔定義〕 金錢若くは換價し得られる財産のなき場合、裁判所が職權により、若くは破産管財人の請求によつて破産の終結を宣告することがある。(第五百七條)

效力 此場合は所謂破産の終結と稱するよりは、寧ろ破産施行の停止ともいふ可き結果が生じる。即ち單に個人の訴求が可能となるのみで、剝奪は依然存在する。

言ふまでもなく、破産施行の費用に當つ可き財産の存在することを證明した時、又は其費用に足る金額を破産管財人の手に委託することにより、總ての關係者の請求ある時は、商事裁判所判事は右の状態を停止せしめ、破産手續の再施を命ずることが出来る。(第五百二十八條)

又若し債権者が訴求によつて間斷的に支拂を受けた時は、其金額を債権者團に提出するを要する。



問四十八 (破産の終結)

- 一、單純和議とは如何。
- 二、和議の締結には如何なる要件があるか。
- 三、和議は何時之を施行することが出来るか。
- 四、其效力如何。
- 五、和議に基く債務の免除を取消し得る原因如何。
- 六、債権者集會とは如何。
- 七、その機能如何。
- 八、如何なる規定によつて債権者の間に配當が命せられるか。
- 九、*au marc le franc*なる言葉は如何なる意味か。
- 十、債権者集會は如何にして開催するか。
- 十一、財産委付に依る和議とは如何。
- 十二、其效力如何。
- 十三、財産の不足に依る終結は何時行はれるか。
- 十四、其效力如何。

摘要四十八 (破産の終結)

- 一、單純和議 (債務の比例支拂により債権者が破産を終了せしめ、以て商人を再び營業に就かしむることを同意する契約)
- 二、締結
  - 一、債権者の同意人數及び債権額の二重の多數決
  - 二、詐欺破産のなきこと
  - 三、裁判所の認可
- 三、效力
  - 一、將來に對し破産を停止せしむ
  - 二、破産者に債務の延期及び免除を與へる

四、取

消

- 一、詐欺による廢棄
- 二、破産者の契約不履行に由る解除
- 三、再度の破産

五、債権者集會

和議拒絶の場合債権者のとる可き状態  
 財産の賣却、賣得金の配當  
 破産の終結後は解散する

六、財産委付に依る和議

破産者が將來に於て取得す可き財産に對し、債務の未拂濟金額の免除に同意せる債権者に、自己の財産の全部若くは一部を委付する契約(一八五六年七月十七日の法律)  
 單純和議と同一の締結條件

七、財産不足による終結

職權により若くは破産管財人の請求により、裁判所が言渡す  
 終結といふよりは寧ろ破産施行の停止  
 效力 剝奪は存續、個人の訴求可能  
 裁判所の判決により手續は再施さる



## 第三章 裁判上の清算

「定義」 裁判上の清算 *Liquidation judiciaire* とは、何等咎む可き重大なる懈怠行為のなくして支拂を停止せる商人のため、一八八九年三月四日の法律に依つて設けられた制度である。

「必要條件」 裁判上の清算の利益に與るためには、商人は以下に擧げる三つの條件を具備しなければならぬ。

一、支拂の停止以後十五日以内に自己の破産状態を表示しなければならない。之によつて債務者が窮状を糊塗するため往々にして弄することある窮餘の陋策を避けんとするものである。

二、商事裁判所に請求せねばならない。裁判上の清算は破産と異り裁判所が職權を以て宣告すること、若くは債權者の請求によつて言渡すことが出来ない。

三、商人は無能力者ではない。即ち詐欺破産若くは單純有罪破産の言渡を受けたる者、無効を生ず可き期間に、取消を受けたる行為をなした者は、裁判上の清算の利益より除外される。

效力——商人に裁判上の清算を言渡す判決は、剝奪及び失權の二點を除き、破産の判決に於る一切の效力を生ぜしめる。

剝奪なきこと——裁判上の清算は商人の剝奪を生ぜしめず、商人は依然自己の財産を管理する。只その

傍に清算人 *Liquidateur* を設置し、此者の保佐なくしては自己の財産に關する如何なる行為もなすことが出来ない。

場合によつては清算人のみでは充分でなく、此他に受命判事の許可が必要である。例へば商業の取引を繼續する場合の如きがそれである。其他の或行為に於ては、債權者が任命を必要と認めたる監査委員 *co-trolleur* の一致せる意見を必要とする。又其他、例へば一・五〇〇フラン以上の訴訟に關する和解のやうな重大なる行為に於ては裁判所の認可が必要である。

之を要するに、破産者が自己の財産の管理を破産管財人に代理され、あたかも後見人が代理する未だ後見解除なき未成年者に類似してゐるに反し、裁判上の清算の状態にある商人はあたかも財産管理人の保佐を受ける後見解除を得た未成年者に近い。

失權の緩和——裁判上の清算は商人に對し、被選舉權、即ち選舉による公職（商事裁判所、商業會議所、立法議會、地方評議會）に選ばれる能力の他は失權せしめない。（一八八九年の法律第二十一條）

「裁判上の清算の終了」 裁判上の清算は破産同様單純和議、財産委付に依る和議、債權者集會及び財産の不足に因る終結によつて終了することが出来、又手續中何時にても商事裁判所の判決により破産に轉換することが出来る。

裁判上の清算より破産に轉換——此轉換は或場合任意にして、又或場合義務である。



裁判上の清算より破産への轉換は次の場合裁判所の任意である。

一、裁判上の清算を得るための請求が支拂停止より十五日以内に提出されざりしことが認められたる時。

二、債務者が和議を得なかつた時。

轉換は次の場合義務である。

(a) 支拂停止以後、若くは停止前十日間に債務者が詐欺として取消される可き行爲を同意したる時。

(b) 若し債務者に於て、或は自己の債権者中一名乃至数名の名前を省き、或は何等かの詐欺をなし以て積極財産を隠蔽し若くは消極財産を誇張したる時。

(c) 和解の廢棄及び解除の時。

(d) 裁判上の清算の状態にある債務者が單純若くは詐欺の有罪破産の言渡を受けたる時。

以上に於る轉換の場合、破産の施行は清算の最後の手續によつて行はれる。(一八八九年の法律第十九條)

問四十九 (裁判上の清算)

一、裁判上の清算とは如何。 二、裁判上の清算を認められるための要件如何。 三、その效力如何。

四、裁判上の清算に剝奪ありや。 五、破産の場合に於ける失權の中裁判上の清算に共通なるもの如何。  
六、裁判上の清算の終了如何。 七、裁判上の清算の破産への轉換が任意の場合如何。 八、又義務の場合如何。

摘要四十九 (裁判上の清算)

一、定義 (何等咎む可き重大なる懈怠行爲なくして支拂を停止せる商人のため、一八八九年三月四日の法律に依つて設けられたる制度)

二、要件 一、支拂停止より十五日以内に破産状態を表示すること  
二、商事裁判所に請求すること  
三、無資格ならざること

三、效力 破産と同じ、但し 剝奪なし  
失權は緩和

四、終了 單純和義  
了 財産委付に依る和議  
財産の不足に依る終結



五、裁判上の清算より破産への轉換

任意	義務
一、請求書が十五日以内に提出なき時	一、支拂停止前十日間若しくは停止以後に、詐欺として取消されたる行為のある時
二、債務者が和議を得ざりし時	二、債務者が詐欺をなし、積極財産の隠蔽若しくは消極財産の誇張をなしたる時
	三、和義が廢棄若しくは解除されたる時
	四、債権者が單純若しくは詐欺の有罪破産の言渡を受けたる時

### 第四章 有罪破産

〔定義——分類〕 有罪破産 *banqueroute* とは破産に附帶する刑法の違反で、破産商人に對し刑事裁判所に訴訟手續を生せしめる。その手續は商事裁判所の管理にある破産の施行と平行して進行する。

法律は有罪破産を單純有罪破産と詐欺破産とに分ける。

〔單純有罪破産 *banqueroute simple*〕 單純有罪破産とは輕減情狀の適用は別として一ヶ月乃至二ヶ年の禁錮の刑に當る輕罪刑である。(刑法第四百二條第三項)

單純有罪破産の宣告は輕罪裁判所の任意なる場合と義務なる場合とがある。

次の場合に於ける破産商人に關しては義務(商法第五百八十五條)

- 一、其一身上の經費若しくは一家の經費が過大なりと判定せられたる時。
- 二、純然たる射倖に基く取引、商品若しくは相場清算取引によつて大なる金額を消費せる時。
- 三、破産を延引せしむる意圖を以て、相場以下に於て轉賣する爲め購入をなしたる時。若しくは同様の意圖を以て金錢の借入、手形の發行、又は其他金錢を得んがための窮策をなしたる時。
- 四、支配停止の後一債權者に支拂をなし債權者團に損害を蒙らせたる時。

次の場合に於ける破産商人に關しては任意(第五百八十六條)

- 一、他人の利益のため、交換に有價物を收受することなくして契約をなし、且つ契約當時の状態に於ては該契約が過重なるものと判定ありたる時。
- 二、先の和議に於ける義務を履行することなく、再び破産の宣告を受けたる時。
- 三、嫁資制若しくは財産分離制によつて婚姻し、その夫婦財産契約を公告せざりし時。
- 四、支拂停止以後十五日以内に破産状態を表示せざりし時。
- 五、法律所定の張簿を正格に備へざりし時。

〔詐欺破産 *banqueroute frauduleuse*〕 詐欺破産とは輕減情狀は別とし、有期苦役の刑に該る重罪である。

帳簿を隠匿し、或は財産の一部を遺込み若しくは隠蔽したる破産商人、或は其書類、公正證書若しくは私署



證書の契約により、債権者に自己の財産の一部を隠匿するために偽つて自己の負債ならざる金額の債務者なりと自稱せる總ての破産商人は詐欺破産を宣告される。(第五百九十一條)  
破産の宣告を受けた仲買人及び公認仲立人が破産の事實のみによつて詐欺破産の刑を受けることは注意す可きである。

## 第五章 復 權

「定義」 復權 rehabilitation とは破産の判決若しくは裁判上の清算に遭つた商人の失權を停止せしめる目的のための裁判上の處分である。

此事項については一九〇三年十二月三十日、一九〇六年三月三十一日及び一九〇八年三月二十三日の法律が新に規定してゐるところである。

「一九〇三年十二月三十日の法律の根本精神」 元老院議員ベランジェの發議にかゝる一九〇三年の法律は二つの根本觀念に基いてゐる。

- 一、商人の復權を刑法の復權と調和せしめること。一八九九年八月五日の法律は最惡の重罪人にも十年乃至十五年の終りには當然復權を許してゐる。破産者に對してのみ苛酷なるを得なかつた所以である。

二、復權の點より、不正に因る破産者と、不幸ながら誠實なる破産者とを區別すること。

「復權許可の要件」——根本的區別——一九〇三年及び一九〇八年の法律により、當然の復權、任意の復權、自發的の復權及び不可能の復權の區別を設けねばならない。

- 一、「當然の復權」——定義——一九〇三年の法律は之を、商事裁判所が要件の具備せる時は必ず言渡の義務ある復權なりと解してゐる。

要件——當然の復權を得るためには破産者は元金、利息及び費用を完済するを要する。但し利息は五ヶ年以上を要求することを得ない。(新第六百四條)

- 二、「任意の復權」——定義——一九〇三年の法律は之を、破産の状態及び性質に従つて商事裁判所が商人に許可若しくは拒否の何れかをとり得る復權なりと解してゐる。

要件——此復權を受けるためには三つの條件が必要である。

- 一、破産宣告の判決後五ヶ年の期間。
- 二、誠實を認められたること。
- 三、和義に於て認めたる配當部分を全部支拂へること。若しくは債権者によつて負債を全部免除せられたること。又は復權に對し總債権者の同意を得たることを證明すること。
- 三、「自發的復權」 破産若しくは裁判上の清算の判決後十ヶ年後は有罪破産者ならざる破産者、及び裁



判上の被清算者は當然復権する。

四、「不可能の復権」一九〇三年の法律は以下の者を無資格者として復権より除外してゐる。即ち詐欺破産者、窃盜、詐欺若くは背信の判決を受けたる者は、刑法上、刑事訴訟法によつて復権せざる限り無資格。(新六百十二條)

「管轄裁判權」商法典に於ては、復権の言渡は控訴院がなしたるも、一九〇三年の法律は破産を言渡したる裁判所に管轄を與へた。

「一九〇三年、一九〇六年及び一九〇八年の法律が規定する手續」

請求書は懲證と共に破産の施行せられたる土地の始審裁判所検事に提出する。——此請求書は破産を言渡したる商事裁判所の所長に送付される。——次いで、商事裁判所の法廷に一ヶ月間貼出す。——完済を得てゐない債權者に書留書状をもつて通知する。——債權者は文書を以て書記課に異議を申立てることが出来る。——評議部に於て討議をなすことが出来る。——裁判所は判決を言渡す。

控訴は一ヶ月以内に於てなすことが出来る。

復権を許可する判決は破産地及び破産者の住所の屬する商事裁判所の帳簿に登録し、その旨を犯罪名簿に記載する。(新六百九條)

「效力」復権は商人に對し、破産若くは裁判上の清算の判決によつて剝奪された一切の權利を回復す

る。

問五十 (有罪破産及び復権)

一、有罪破産とは何か。 二、有罪破産は如何なる手續を生ぜしむるか。 三、有罪破産には幾種類あるか。 四、單純有罪破産とは如何。 五、單純有罪破産は如何なる場合に輕罪裁判所に於て之を言渡す義務があるか。 六、又如何なる場合に任意なるか。 七、詐欺破産とは如何。 八、商人に如何なる行為あるとき詐欺破産が言渡されるか。

九、復権とは如何。 十、その要件如何。 十一、その手續如何。 十二、又其效力如何。

摘要五十 (有罪破産及び復権)

一、有罪破産——破産に附帶する刑法の違反

定義——一月乃至二年の禁錮の刑に該る輕罪

- 義務的
- 一、一身上の經費が過大なりとの判定ありたる時
  - 二、純然たる射倖的取引をなせる時
  - 三、相場以下にて轉賣の目的で買入をなしたる時
  - 四、支拂停止後一債權者に支拂をなし債權者團に損害を蒙らせたる時

二、輕罪裁判所の單純有罪破産



任意的

- 一、他人の利益のため、何物をも收受せずに契約せる時
- 二、先の破産の義務を履行せず再び破産を宣告された時
- 三、夫婦財産契約を公表せざりし時（嫁資制）
- 四、十五日以内に破産状態を表示せざりし時

有期苦役に該する重罪

帳簿を隠匿せる者

詐欺破産を言渡される商人

財産の一部を遣込み、若くは隠蔽せる者  
偽りて債務なき金銭の債務者なりと自稱せる者

三、詐欺破産

一、當然の復権

破産者は債務を完済するを要す（元金、利息（五ヶ年）、費用）

二、任意の復権

- a 判決後五ヶ年の期間
- b 誠實を認められたること
- c 和義に於て承認せる配當部分を支拂ひたるか、若くは債務の免除又は復権の同意を得たることを證明すること

三、自發的の復権——十年後

四、不可能の復権——詐欺破産其他

四、復権  
（一九〇三年十二月三十日の法律）

### 第六編 海商法

「第六編の區分」我々は本編に於て海法に關する主要なる問題を極めて概括的に研究し度い。此等の諸問題は之を以下の五項に分けることが出来る。

- 一、船舶
  - 二、船員
  - 三、海員及び其規定
  - 四、海法固有の契約
  - 五、海上事項に於ける各種の債權者の權利
- 以下これらの各問題に夫々一項づゝを當てる。

#### 第一項 船舶

「二重の性質」船舶は法律上二重の性質を有する。即ち船舶は財産であるが、或點又或程度の人格を與へられてゐる。

一、「財産としての船舶」船舶は財産、物である。此性質に於ては動産の範疇に入る。（商法千九百條）



従つて共有ともなる。併し乍ら動産の規定中或ものは船舶には適用されない。特に第二千二百七十九條「動産に於ては占有は權原に等しき效力を有す」及び動産に對する低當權を禁止する第二千百十九條。

二、「人格を興へられたる船舶」船舶は或點、人格の屬性を有してゐる。即ち船舶は自由に變へ得ない名前を有し、住所たる船籍港を有し、又國籍をも有してゐる。

「船舶の國籍」船舶は次の二つの要件を具備する時は佛蘭西に屬する。

- 一、少くも半分は佛蘭西人に屬する時。
- 二、船長、高級船員及び乗組員の四分の三が佛蘭西人なる時。

船舶の佛蘭西國籍を證明する證書は佛蘭西船籍證書 *acte de francisation* とす。證書は元首の名に於て、大藏大臣之に署名し、船籍港の税關の主務所に於て交付する。

船舶の國籍は戰時に於て甚だ重要な意義を有し、又平時に於ても佛蘭西船に留保されたる漁業、沿海航海及び佛蘭西、アルジェリヤ間の航行に關し大切なるものである。

「船主及艤裝者」理論上船主 *propriétaire du navire* を艤裝者 *armateur* と混同してはならない。艤裝者とは積荷船客の運輸若くは漁業のため、自己の負擔を以て船舶の艤裝をなす者を云ひ、船の所有者には非ずして單なる賃借人である。但し多くの場合船主は又同時に艤裝者となつてゐる。

船主は荷送人 *chargeur* 又は傭船者 *affréteur* 及び第三者に對しその雇へる船長 *capitaine* の興へた損害並

びに船舶の航行を保證するため船長の締結せる契約の責に任ずる。但し其の負擔は海産 *fortune de mer* の範圍内、即ち船の價格及び最後の航海の運送賃以内に止り、船舶（沈没の場合も同様）及び運送賃の委付によつて全部の責任を免かれることが出来る。（商法第二百十六條）

「船舶共有又は股分」船舶の共有は特別の名稱を有し股分 *part* と呼ばれ、又共有者は股分所有者 *quintaire* とす。（第二百二十條）

船舶共有は特別規定に従ひ、共有船舶の競賣は、船舶の全持分の半分に當る所有者等の請求によらざれば、之を行ふことが出来ない。然るに通常の規定に由ると、共有者は一人にても常に分割をなすことが出来る。（民法第八百十五條）

また他方、船舶の共通利益に關する一切の事項については全共有者の同意を必要とせず、多數決による意見にて足りる。又此多數決は船舶の價格の半分以上に當る持分を以て定める。（商法第二百二十條）

## 第二項 船 員

「區分」船員は船長及び海員よりなる。

「船長 *capitaine*」——任務——船長は廣範なる任務を有してゐる。先づ船長は船舶の管理及び商品の運送を掌る。其他船上に於る身分官吏、司法警察官及び公證人の職務をも行ふ。



義務——船の發航に當り船長は船内を臨檢し、船舶備付書類 *Papiers de bord* を用意する。到着の時は二十四時間以内に航海日誌 *livre de bord* に檢印を求め、尙日誌には航海中の事件を記入する。次いで到達港の官憲に海上報告 *rapport de mer* をなすを要する。

「海員 *matelot*」——海員の雇入——海員は艦裝者若くは其代理人（船長）と海上勞働法典（一九二六年十二月十三日の法律）の規定せる海上契約を締結する。但し乗船期間以外は、勞務供給の契約は勞働法典に依つて支配される。

權利——航海中は給養、契約の賃金及び歸國の費用に對し權利を有する。俸給からは三パーセント控除され、之を以て五十歳及び勤務年限二十五年にして退職恩給を得る。

義務——航海中は不可抗力の場合を除き、勞務を供給せねばならない。尙其他、海員登記の規定により、海員は二十歳より五十歳まで海軍大臣の管轄を受ける。

### 第三項 海損及び其規定

「定義」海損 *avarie* とは船舶又は積荷に蒙りたる損害、若くは海上事故に因り船舶又は積荷にかゝりたる臨時費の一切をいふ。（第三百九十七條）

「單獨海損 *avarie particuliere*」 原則上海損は船主若くは海損を蒙りたる積荷の所有主が之を負擔する。

之を單獨海損といふ。（第四百三條乃至第四百五條及び第四百八條）

「共同海損 *avarie grosse ou commune*」 例外として全體を救ふために故意に損害を招きたる時は、船主及び積荷の持主は損害を共同負擔する。例へば船を軽くし難波を避けるために船長が積荷を海中に投じ、若くはマストを犠牲にし、鎖を抛棄する等の場合で、之を共同海損といふ。（第四百條乃至第四百二條）

「衝突の各場合」 船舶と船舶との衝突は次の四つの場合に發生し得る。（第四百七條）

- 一、偶然の事故に因る場合。兩船別々に海損を負擔する。
- 二、一方の船長の過失に因る場合。該船長の船の艦裝者が他の側の艦裝者に對し損害を負擔する。
- 三、双方の船長の過失に因る場合。この時は兩船長の過失の大きさを査定した上、損害を比例負擔する。

若し衝突の原因が不明の時は、偶然の事故の場合と同様の解決法に従ふ。

### 第四項 海法固有の契約

海法に固有の契約は次の如くである。

儲船（商法第二百七十三條乃至第二百九十條）



海上保険 (第三百三十二條乃至第三百九十六條)

冒險貸借 (第三百一十一條乃至第三百三十一條)

「傭船 *affrètement ou loissement*」 傭船とは海上運送契約である。運送人は *armateur* (艦裝者) 若しくは *fréteur* (船舶貸與人) と呼び、運送の依頼人を *affrétéur* (傭船者) 若しくは *chargéur* (荷送人) と呼ぶ。又運送賃は *frete* 又は *lois* と云ふ。

契約の條件を記した書類は傭船契約書 *charte-partie* である。積荷が船に積まれた時には、船長は傭船者に、傭船契約書の記載事項を轉寫した上、更に積荷を塔載したる旨を記載したいま一葉の書類を渡す。之を船荷證券 (*connaissement* と云ふ。實際に於ては船荷證券のみを作製してゐる。之は陸上運送の場合の送狀 *lettre de voiture* 若しくは豫證券 *réépique* と同じ役目をなす。

艦裝者は運送人 *voiturier* 同様、責任を有するも單に海産の限度内に於てのみ船長の過失に基く積荷の延着、滅失若しくは海損の責を負ふ。(第二百十六條)

「海上保險 *assurance maritime*」 海上保險とは或者 (保險者) が保險料と稱する金錢を受くることによつて、他の者 (被保險者) のため、海上危險の實現に因り蒙ることある可き損害を填補する契約である。

船舶の保險は *assurance par corps* (船舶保險) と云ひ、積荷の保險は *assurance par faculté* (積荷保險) と云ふ。

保險證券 *police* に記載ある危險が實現した時は、被保險者に於て填補を受ける權利を有する。之を海損訴權 *action d'avarie* と云ふ。

不可抗力に因る災厄 (難波、積荷四分の三の滅失、或期間の後消息不明其他) が發生した時は、被保險者は被保險物の殘存の部分に委託して保險の金額を請求することが出来る。之を委託の權能 *faculté de délaissement* と云ふ。(第三百六十九條乃至第三百九十六條)

「冒險貸借 *prêt à la grosse*」 冒險貸借とは艦裝者が海上企業のためになす貸借契約にして、船舶が難波した時は、借主に於て元本、利息を貸主に支拂ふを要しない特色を有してゐるものをいふ。之に反し、船舶が無事着港した時は貸付の元本及び利息を返還する。この場合利息は通常甚しく高率で、之を海上利益 *profit maritime* と云ふ。

此契約は貸主に於て甚だ射倖的性質を有し、實際に於ては段々減少に向ひつゝある。

### 第五項 海上事項に於る各種の債權者の權利

海法に於ては普通法に於ると同様、普通債權者、抵當權者及び先取特權者の區別をなすを要する。

「普通債權者」 既に述べたる如く普通債權者とは何等特別の保證を有しない債權者をいひ、その擔保は



現在及び將來の債務者の全財産に對する一般擔保權に在る。(民法第二千九十二條)

此等の債權者の權利は海法に於ては、取得者の手中にある船舶に對し一種の追求權を有する點に於て、普通法に於るよりも一増強固であるが、債權者の側より何等異議を生ぜずして、取得者の名によつて航海の行はれたる時は其權利が消滅する點、抵當權者の權利よりも薄弱である。(第百九十條及第百九十三條)

〔船舶抵當權 *hypothèque maritime*〕 一八八五年七月十日の法律に依つて修正された一八七四年十二月十日の法律以來、船舶は動産であるが之を抵當に付することが出来る。但し船舶は二十噸以上なることを要する。(第三十六條)

船舶抵當權は地上抵當權同様契約によつて生じ法律若くは裁判によつて生ずるものではない。抵當權の設定には私署證書で足りる。

此抵當權の公開は船籍港の税關の主務所の帳簿に登記をなして行ふ。之は不動産に於ける登記所の登記と類似の手續である。

難波の場合、抵當權者は保險會社より船主に支拂へる金額中より抵當權の順序に従つて支拂を受ける。

(第百九十一條)

「先取特權者」 海上事項につき法律の認めたる先取特權者は、或は海員の賃金を保證する先取特權の如

く人道上の理由に基くものと、或は賣主、供給者若くは造船の際の労働者に支拂ふ可き金額に對する先取特權の如く、債務者の財産に或價格を與へ若くは價格を保存せんとする觀念に基くものと、或は又運送貨を保證するための、積荷に對する艤裝者の先取特權の如く暗黙の質權の觀念に基くものがある。(第百九十一條)

先取特權は債權者に優先權と追求權とを付與する。併し乍ら先取特權者の追求權は通常債權者の追求權と同じ原因によつて消滅する。(第百九十三條)

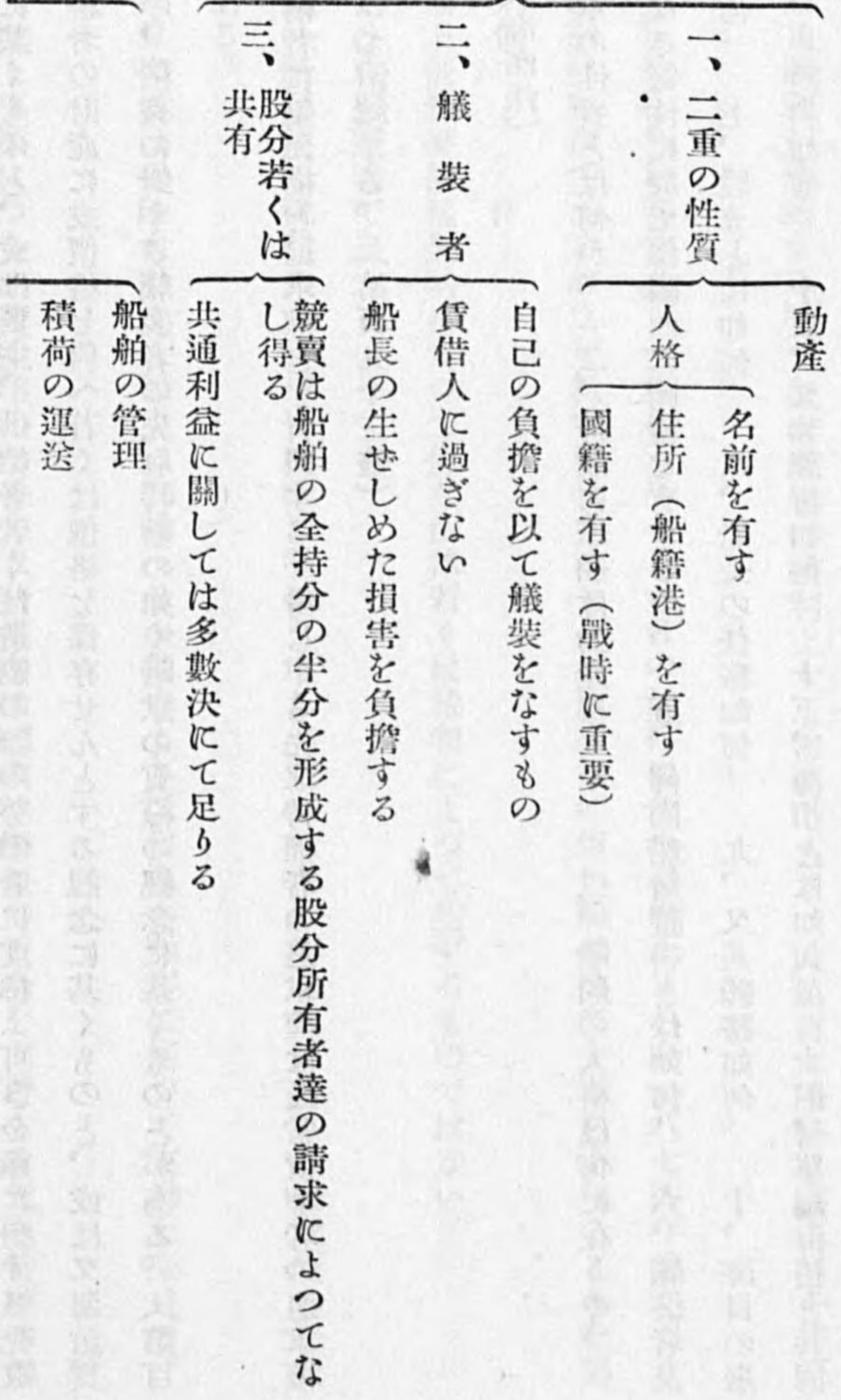
問五十一 (海商法)

- 一、船舶の二重の性質とは何か。
- 二、何故に船舶は動産なりや。
- 三、船舶の人格は何に在りや。
- 四、船舶は如何なる條件に於て佛蘭西に國籍を有するや。
- 五、佛國船籍證書とは如何。
- 六、艤裝者及び船主の區別如何。
- 七、股分とは如何。
- 八、船長の任務如何。
- 九、又其義務如何。
- 十、海員の雇入如何。
- 十一、其權利如何。
- 十二、又其義務如何。
- 十三、海損とは如何。
- 十四、單獨海損と共同海損の區別如何。
- 十五、船舶と船舶の衝突を生じ得べき場合を擧げよ。
- 十六、海法固有の契約は如何。
- 十七、儲船とは何か。
- 十八、儲船契約書とは如何。
- 十九、船荷證券とは如何。
- 二十、海上保險とは如何。
- 二十一、船舶保險とは如何。
- 二十二、積荷保險とは如何。
- 二十三、海損訴訟とは如何。

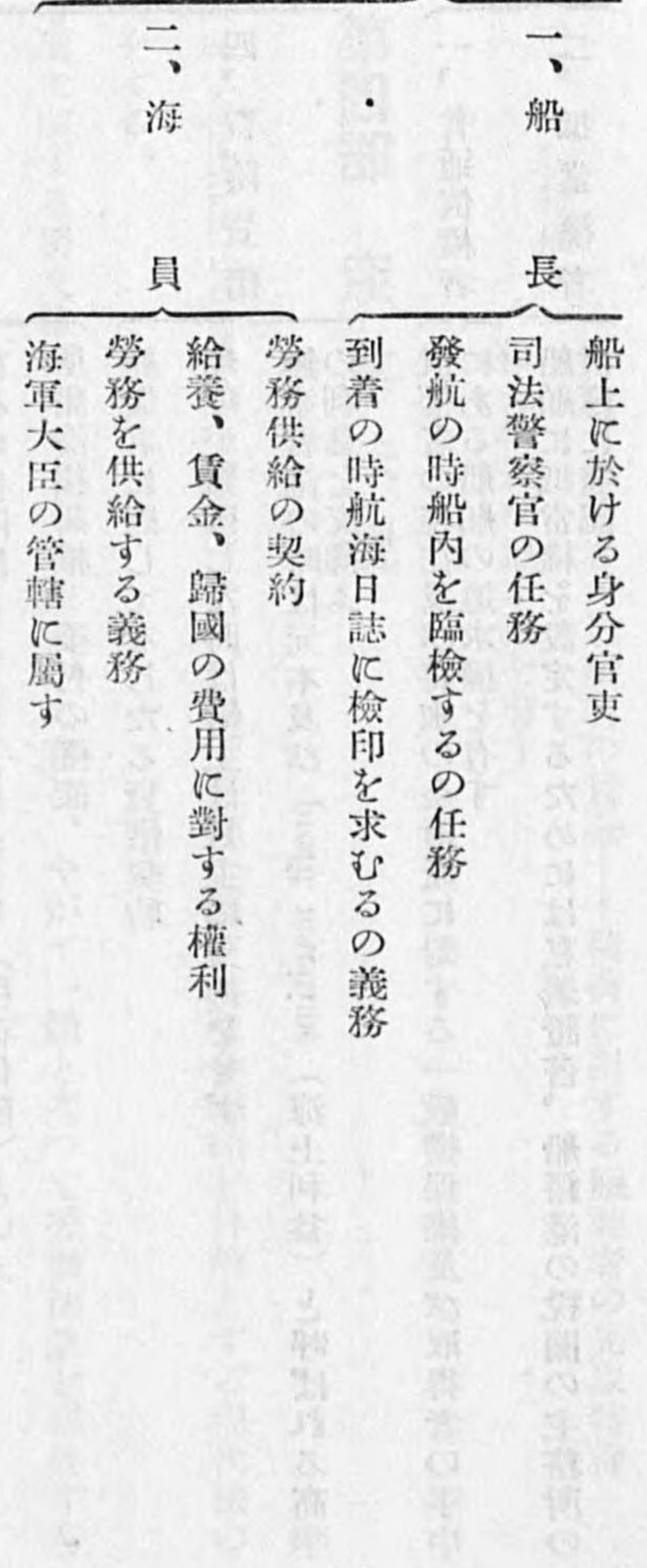


何。二十四、委付の権能とは如何。二十五、冒險貸借とは如何。二十六、普通債權者の權利如何。二十七、抵當權者の權利如何。二十八、又先取特權者の權利如何。  
摘要五十一 (海商法)

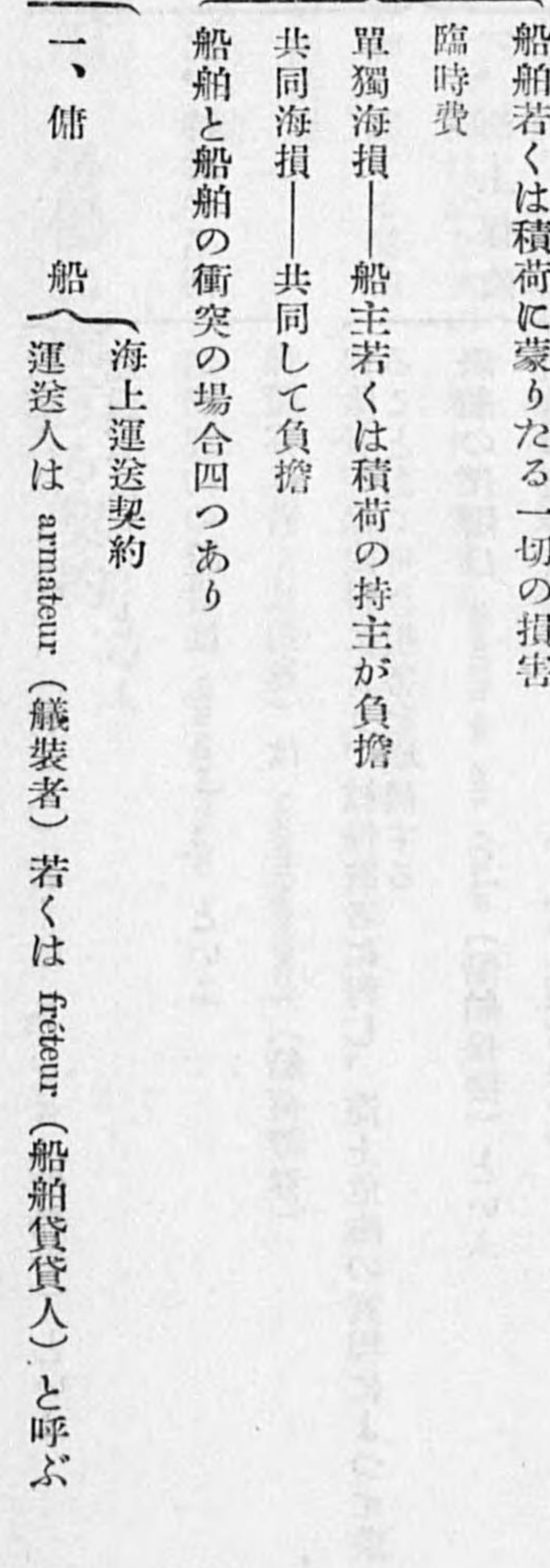
一、船舶



二、船員



三、海損





四、海法特有の契約

二、特殊の名稱

〔發送人は *chargéur* (荷送人) 若くは *affréteur* (傭船者) と云ふ  
運送賃は *frete* と云ふ  
傭船契約の證書は *charte-partie* と云ふ  
豫證券 (若くは送狀) は *connaissement* (船荷證券)

三、海上保険

保險者が保険料により、被保險者に對し、海上危険の實現によつて蒙ることある可き損害を填補する  
船舶の保險は *assurance sur corps* (船舶保險) と云ふ  
積荷の保險は *assurance sur faculté* (積荷保險) と云ふ  
所謂海損訴權、委付の權能  
艙裝者に對してなしたる貸借契約

四、冒險貸借

船舶が難破した時は借主は貸主に支拂をせず  
無事着港の時は元本及び *profit maritime* (海上利益) と呼ばれる高率の利息を支拂ふ

一、普通債權者

債權者の現在及び將來の全財産に對する一般擔保權及び取得者の手中にある船舶の追求權を有す

二、抵當權者

船舶に抵當權を設定するためには私署證書、船籍港の税關の主務所の帳簿に登記

五、諸種の債權者の權利

三、先取特權者

海員、供給者、造船者の賃金——積荷に對する艙裝者の先取特權  
優先權及び追求權を有す

第四部 産業法規

〔定義〕 産業法規 *legislation industrielle* の名の下に、以下労働に關する社會組織を目的とする現代法の此部門に就き説明をする。

〔現行法〕 此事項に關する明文は極めて多くの法律中に存し、やがて一體となつて労働法典を形成す可きものである。その最初の二部は既に公布を見てゐる。

〔第四部の區分〕 本部は之を次の三編に分割する。

第一編 労働に關する契約

第二編 労働法規

第三編 労働争議

第一編 労働に關する契約



「第一編の区分」 本編は之を次の如く四章に分割する。

第一章 徒弟契約

第二章 労働契約

第三章 労働契約の諸様式

第四章 労働事故及び業務上の危険

### 第一章 徒弟契約

「定義」 「徒弟契約 *contrat d'apprentissage* とは工場主若くは商店主又は職人又は加工職人に於て、或條件の下に約定期間のあひだ、或他の者に組織的の完全なる職業教育を與へ、若くは與へしめ、その報酬として労働せしむるところの契約をいふ。」（一九二八年三月二十日の法律第一條）

「契約の形式」 契約は書類により、私署證書若くは公正證書を以て證明するを要する。

「師匠の義務」 師匠 *maître* は徒弟 *apprenti* の徳育、智育及び職業教育に關する義務を負ふ。

徳育上に於ては徒弟の品行を監督し、重大なる過失を犯したる時は之を其親に知らしめる。

又師匠は徒弟が讀み書き計算の出來ない時は、其初等教育の増進を計らねばならない。

最後に師匠は其職業に關する一切の必要事項を徒弟に教育しなければならぬ。

「徒弟の義務」 徒弟は二つの主なる義務を負ふ。

一、師匠に對して忠實、従順にして之を尊敬せねばならない。

二、その技倆及び力の及ぶ範圍内に於て師匠の仕事を助けねばならない。

「徒弟制度の危期」 徒弟制度の危期は一八六〇年頃に始り、機械の發達と、親が其子供のため出來得るだけ早く充分の賃金を得んとする傾向とに基因するものである。このためには技術上の教育を義務化して危期の緩和に力めてゐる。

### 第二章 労働契約

「定義」 労働契約 *contrat de travail* とは或者が時間、若くは出來上りの仕事に應じて計算せる賃金を得て、自己の勞働力及び職業的能力を他の或者の指圖に委ねる契約をいふ。

「締結の要素」 労働契約は總ての契約同様、當時者の同意、合法的目的及び當時者の能力を豫想する。

同意——同意は僱主が労働條件を決定し、労働者が暗黙の同意によつて應ずべき工場規定に基く。

合法的目的——契約の目的は二重である。即ち當時者の一方の労働と他方の給料。

當事者の能力——後見の解除を得た未成年者は後見人の介在によつてのみ契約を締結することが出來る。又妻は夫の許可を得ることを要する。



「一九〇四年三月十四日の法律」本法は市町村に有料の職業紹介所 Bureau de Placement を廢止することを認めた。尙同法は紹介所の報酬を僱主の負擔とし、又各市町村に無料職業紹介所を設く可きことを規定した。

「労働者の義務」労働者の義務は三つある。

- 一、契約に於て決定せる條件にて勞務を供給する。
- 二、製作の失敗及び道具の毀損に對して責任を負ふ。
- 三、製作過程の秘密を守る。

「僱主の義務」僱主は以下の義務を有する。

- 一、労働者に或程度の使用權を與へる。
- 二、約定の報酬を支拂ふ。
- 三、後述の職業上の危険を負擔する。

「報酬」——決定——報酬は時間若くは出來高によつて決定することが出来る。ニュージーランド其他數ヶ國に於ては法定の報酬最低額が規定されてゐる。一八九九年八月十日のミルラン大統領令は國家の土木工事に之を適用せしめた。

報酬の支拂——一九〇九年十二月七日の法律によると、僱主經營の飲料小賣商若くは販賣店の外は、支

拂は月に二回、最大限度十六日の期間を以て、毎週の休日以外の日に金錢を以てなすを要する。

法定保護——報酬は、労働者が僱主に對して有する債務との相殺を制限せること、及び貯蓄を禁止せることによつて、僱主に對し保護を受けてゐる。又僱主の債權者に對しては、報酬は破産の場合先取特權を以て保護される。其他労働者の債權者に對しては差押の出來る部分を限定せる一九三〇年八月四日の法律の保護がある。

「契約の終了」契約は 一、契約期間の終了。 二、契約の解除によつて終了する。(第七百八十八條)労働者は解雇の期限を守らずに突然解雇せられた時、若くは理由なき解雇を受けた時は、損害賠償を要求する權利を有する。

### 第三章 労働契約の諸様式

「集團的契約 contract collective」——定義——集團的労働契約とは將來締結せんとする個人的労働契約の設定の場合に従ふ可べき條件を決定するため、一群の労働者と一群の僱主の間に締結する契約である。

經濟上の利益——

- 一、争議を防止し若くは鎮定せしむる社會平和の一要因である。
- 二、僱主及び労働者間の労働條件に關する自由討議を許す。



「法制」法律に依つて認められた集團的労働契約は、一九一九年三月二十五日の法律に依つて制定された。

「下請負契約 *marchandage*」——定義——下請負人 *sous-entrepreneur, marchandeur ou tacheur* が主たる請負人と、履行す可き仕事の工賃に關する契約を結び、時間若くは出來高によつて自ら賃金負擔の上労働者をしてこの仕事を爲さしめる契約である。

不利——労働者は、賃金の低下及び下請負人による労働者の搾取を招來する點を以て、下請負契約を排斥する。

利益——下請負人をして自ら爲すことの出來ない仕事をなさしめる主たる請負人には有利である。又本契約は下請負人に於て註文ありたる仕事を割當てること出來るため、労働者は休日を得られる。

禁止——下請負契約は一八四八年三月二十一日の大統領令を以て禁止された。併し乍ら此明文は實際上回避され、判決例は本法を適用するためには下請負契約が傭主の労働者搾取を生せしめたことの證明を要求してゐる。

問五十二 (労働に關する契約)

- 一、産業法規とは如何。
- 二、徒弟契約とは如何。
- 三、その形式如何。
- 四、師匠の義務如何。

- 五、徒弟の義務如何。
- 六、労働契約とは如何。
- 七、その締結要素は如何。
- 八、労働者の義務如何。
- 九、傭主の義務如何。
- 十、給料とは如何か、又如何にして決定するか。
- 十一、給料は如何にして保護されるか。
- 十二、労働契約は如何にして終了するか。
- 十三、集團契約とは如何。
- 十四、下請負契約とは如何か。
- 十五、その不利及び利益如何。
- 十六、下請負契約は禁止されてゐるや。

摘要五十二 (労働に關する契約)

定 義 (製造業者、工場主若くは職工が、或る者に職業を實習せしむることを約し、相手方が之に對して一定の條件の下に労働に服する契約)

形 式——私署證書若くは公正證書

一、徒弟契約

師匠の義務

- 一、徒弟の徳育
- 二、初等教育
- 三、職業教育

徒弟の義務

- 一、師匠に對し忠實、服従、尊敬の義務
- 二、其技術に従つて師匠の仕事を助ける

定 義

(或者が自己の労働力を他人の指圖に委ね、相手方より時間若くは出來高に従つて計算せる金銭の報酬を受ける契約)



二、労働契約

- 締結要素
  - 一、同意
  - 二、二重の合法的目的——一方の勞務、他方の給料
  - 三、當事者の能力——未成年者は後見人の仲介、妻は夫の許可による
- 職業紹介所
  - 無料、市町村立
  - 有料、傭主の負擔
- 労働者の義務
  - 一、契約の條件に従ひ労働を供給する
  - 二、製作の失敗若くは道具の毀損負擔
  - 三、製作過程の祕密
- 傭主の義務
  - 一、場所、道具の給與
  - 二、契約の給料支拂
  - 三、職業上の危険負擔
- 給料
  - 時間又は出來高によつて決定
  - 月に二回金銭にて支拂
  - 傭主に對し、労働者の傭主に對する債務との相殺の限定及び貯蓄の禁止によつて保護

三、集團契約

- 契約の終了
  - 一、契約期間の終了
  - 二、契約の解除
- 傭主の債權者に對しては破産の場合先取特權によつて保護
- 労働者の債權者に對しては一八九五年一月十二日の法律を以て保護
- 定利
  - 義 労働の條件を決定するため一群の傭主と一群の労働者の間に締結された契約（一九一九年三月二十五日の法律）
  - 益 一、社會平和の要因
  - 二、労働條件の自由討議を許す
- 不定利
  - 義 下請負人が主たる請負人と契約を結び自己に於て賃金を負擔の上労働者をして仕事を爲さしめる契約
  - 利 給料の低下を生せしむ
  - 下請負人をして労働者を搾取せしむ
  - 主たる請負人の利益
  - 益 労働者に休業日を得しめる
- 禁止
  - 一八九八年三月二十一日の大統領令により禁止されたるも實際には尙行はれてゐる



#### 第四章 労働事故及び職業上の危険

「一八九八年四月九日の法律以前の判決例」 労働事故の犠牲となりたる労働者は、事故が僱主の責任にある過失に因ることを證明せざる以上賠償金を得ることが出来なかつた。

「一八九八年四月九日の法律の諸原則」 諸原則は次の三つの規定に導くことが出来る。

- 一、労働事故は僱主の過失なき時でも常にその負擔とす可き職業行使上の危険である。
- 二、僱主の負擔する賠償は法律により確定的に決定されてゐる。
- 三、國家は僱主の支拂無能力を保證する。

「本法に服する事業」――

- 一、工業 (一八九八年四月九日の法律)
- 二、商業 (一九〇六年四月十二日の法律)
- 三、農業 (一九二二年十二月十五日及び一九二六年四月三十日の法律)

最後に奉公人も亦本法の利益を享ける。(一九二三年八月二日の法律)

「職業上の危険を構成する事故」 職業上の危険を構成する事故とは即ち眞の意味に於る事故である。

(職業上の原因による病氣については一九一九年十月二十五日の法律を見よ)

事故は労働により若くは労働をしてゐる時に生じたるを要する。

次の場合は賠償を得ることが出来ない。

- 一、四日以上以上の労働の中止を來さざる事故
- 二、故意の事故
- 三、洪水若くは落雷の如き不可抗力に基く事故

「職業上の危険に對し保證を受ける者」 労働者、使用人、徒弟、但し奉公人は保證を受けない。一、僱主と被僱者の間に労働契約の存すること。二、被僱者は僱主の監督の下にあること。但し自宅労働の場合には此限りでない。

「賠償の種類」 法律は、給料と獨立の賠償と給料に基く賠償若くは年金を區別してゐる。

報酬と獨立の手當 allocation は 一、葬儀費用但し最高二百フラン。二、醫師及び藥劑師代、但し醫師及び藥劑師を選ぶ權利を有する。

金錢による賠償及び年金に關しては四つの場合を區別する。

第一の場合――一時的不能――事故が四日以下の一時的不能を生せしめた時は、如何なる賠償も取れない。五日乃至十日の時は五日目より報酬の半分。十日以上の時は事故の日より報酬の半分。

第二の場合――局部の永久的不能――例へば片目を失つた場合、労働者は事故に因つて其報酬の上に蒙



りたる減少額の半分を受けける権利を有する。

第三の場合——全身の永久的不能——例へば兩眼を失つた場合。此場合の年金は報酬の年額の三分の二に等し。

第四の場合——致死の事故——後に残りたる配偶者は報酬の二十パーセントの年金を受けける権利を有する。父若くは母を失へる孤兒は報酬の十五パーセント乃至四十パーセントの年金、兩親を失へる孤兒は二十パーセントより最高六十パーセント——尊屬親若くは其他の卑屬親は故人に配偶者若くは子供なく且つ自分が故人の扶養を受けてゐた場合のみ十パーセントより最高三十パーセント。

「支拂の保證」 葬儀費用、治療費用、給料の半分に當る賠償は債務者の全財産に對し先取特權を以て保證される。

年金に關しては、支拂を受けない債權者は特別税に由る擔保基金の補助によつて準備せる恩給金庫 *caisse nationale des retraites* に對し、保證を請求し得る。

## 第二編 勞働法規

目的——立法者によつて追求せられた目的は僱主の惡弊より被僱人を保護するにある。

「採用年齢」 原則上子供は滿十三歳以上にならないと採用されない。十二歳の採用は初等教育及び體力

の證明書がある時に限り認められてゐる。(一八九二年十一月二日の法律)

「勞働時間」 十八歳までの兒童及び女子に於ては、原則上勞働は最低一時間以上の休を一回乃至數回もき、十時間以上繼續することが出来なかつた。(一九〇〇年三月三十日の法律)

女子と同一場所で働く成人せる男子に於ても、勞働は十時間以上繼續することが出来なかつた。男子のみ働く時は十二時間。(一八四八年九月九日の法律)

鑛山に於ては女子の勞働は禁じられてゐる。炭坑にて採炭に従事する成人に於ては、勞働時間は八時間、十六歳までの少年は如何なる勞働にても一日八時間以上、十六歳乃至十八歳の少年は十時間以上の勞働に服することが出来なかつた。(一九一三年十二月三十一日の法律)

八時間勞働は一九一九年の法律以來一切の勞働者に適用される。(一九一九年四月二十三日の法律)

「夜業」 夜業とは二十二時より五時までの間に行はれる勞働をいふ。(勞働法第二部第二十二條)  
女子は二三の例外を除き夜業を禁じられてゐる。十八歳未滿の少年の場合も同様である。

「毎週の休日」 一九〇六年七月十三日の法律は被僱者に對し毎週日曜日に一日の休日を保證してゐる。但し二三右の規定に反する場合が法律によつて定められ、又知事によつて許可される。週休日は緊急なる仕事、滅失す可き材料を以てする事業等の如き特定の場合には廢止される。(一九二三年十二月二十九日の法律を見よ)



「産婦の休養」一九一三年六月十七日の法律は産婦の休養につき次の範圍に於る規定を設けてゐる。  
女子に於て引續き二週間労働を中止する権利。  
契約期間を守らずして労働を中止する権利。

僱主に對し分娩後四週間労働せしむることの禁止。

尙又一九一三年七月三十日の法律は八週間の間産婦の救護を確實ならしめる處分を定めてゐる。(又一九一九年十月二十四日の法律を見よ)

## 第二編 労働爭議

「同盟 coalition」 同盟とは共通の利益を防禦するため一群の労働者若しくは僱主が團結するをいふ。

「同盟罷業 greve」 同盟罷業とは同盟による労働者側の突然の労働停止をいふ。

「閉出 lock-out」 閉出とは僱主による工場の閉鎖をいふ。

「同盟と組合の相違」 同盟は一時的の協定であるに反し組合 association は永久的の協定である。

「同盟罷業の沿革」 久しきに亘つて同盟は犯罪視されて來たが、一八六四年五月二十五日の法律によつて始めて認められるに至つた。同業組合 syndicat professionnel に關する一八八四年三月二十一日の法律は労働者に組合の權利を興へ、以て同盟罷業を容易ならしめた。

「同盟罷業の原因」 その主なるものに三つある。即ち賃金の値上、人事問題及び労働時間の短縮。

「同盟罷業の結果」 同盟罷業は工場に於ける賃金の引上に寄與するところがあつた。又罷業は威嚇のために行はれることも屢々ある。

「同業組合 syndicat professionnel」——定義——同業組合とは同一職業若しくは類似の職業にある者がその經濟上、産業上、農業上の利益を防禦するために組織せる組合である。(一八八四年三月二十一日及び一九二十年三月十二日の法律)

組織の條件——組合は實際に職業に就いてゐる者の間にのみ組織することが出來、且つその職業が同一の職業若しくは類似又は關聯ある職業でなければならぬ。

指導者——組合の指導者たるためには組合員にして、佛蘭西人たることを要し、私權及び參政權を享有するを要する。

組合の目的——組合の目的は専ら組合の職業上の利益の防禦になければならぬ。政治問題若しくは商取引に關係することは出來ない。

法律上の條件——組合は法人である。従つて訴訟をなし又は所有することが出來、何等の許可制限を受くことなく有償無償を以て動産若しくは不動産を取得することが出來る。(一九二〇年三月十二日の法律)

「同盟罷業の防止若しくは解決の方法」 一八九二年十二月二十七日の法律は和解及び任意による仲裁裁判



を組織し同盟罷業の防止及び之が速かなる解決の途を圖つた。

罷業が未だ宣言されてゐない時は發議權は關係者に委ねられてゐる。當事者は代表を任命することが出來、代表は治安判事主宰の下に集合する。その發議權は和解、仲裁々判若くは同盟罷業の何れかを決定することが出来る。

若し罷業が既に宣言された時は發議權は治安判事が之を有する。この場合も發議權はまた同様の解決に達することが出来る。

實際に於ては此法律は今日までのところ満足す可き成果は擧げてゐない。

「同業組合の目的」 一八八四年の法律第三條に従へば同業組合は専ら、經濟、工業、商業、農業上の利益の研究と防禦を以て其目的とし、政治團體たることは出來ない。

同業組合は異議申立をなし、同盟罷業を組織し、法廷に出延することが出來、又保險金庫 *caisse d'assurance*、授産所 *établissement d'atelier de refuge*、道具の販賣及び修繕店、講習會、講演會、職業學校、共濟會 *société de secours mutuels*、情報事務所 *office de renseignement* 等の附屬施設を設けることも出来る。

右の内最後の二つは、組合に於て官廳より設立の許可を受ける必要がない故一層容易である。

「農業組合 *syndicat agricole*」 農業組合は最も成功を修め且つ最も貢獻した組合である。その目的は組合員のため好條件で種子、肥料其他の購入をなすこと及び農産物の賣捌を容易ならしめるにある。

問五十三 (事故、法規及び労働に関する爭議)

- 一、労働事故及び職業上の危険に関する法律の指導原理如何。
- 二、此法律に服す可き事業如何。
- 三、職業上の危険を構成する事故は如何。
- 四、又構成せざる事故は如何。
- 五、職業上の危険に對し保證されてゐる者如何。
- 六、賠償の種類如何。
- 七、賠償の支拂は如何にして保證されてゐるか。
- 八、労働法規に関する法律の目的如何。
- 九、採用年齢如何。
- 十、労働時間如何。
- 十一、週休日とは如何。
- 十二、産婦は休養につき如何なる権利を有するか。
- 十三、同盟とは如何。
- 十四、同盟罷業とは如何。
- 十五、閉出とは如何。
- 十六、同盟罷業の主なる原因如何。
- 十七、同業組合とは何か。
- 十八、組合は如何なる條件の下に組織することが出来るか。
- 十九、その指導者たり得る者は如何。

摘要五十三 (事故—法規—爭議—組合)

- 一、事故とは僱主に過失なき時と雖もその負擔となる可き職業上の危険をいふ
- 二、僱主の支拂ふ可き賠償は法律により確定的に決定されてゐる
- 三、國家は僱主の支拂不能力を保證する

一八九八年  
四月九日の  
法律



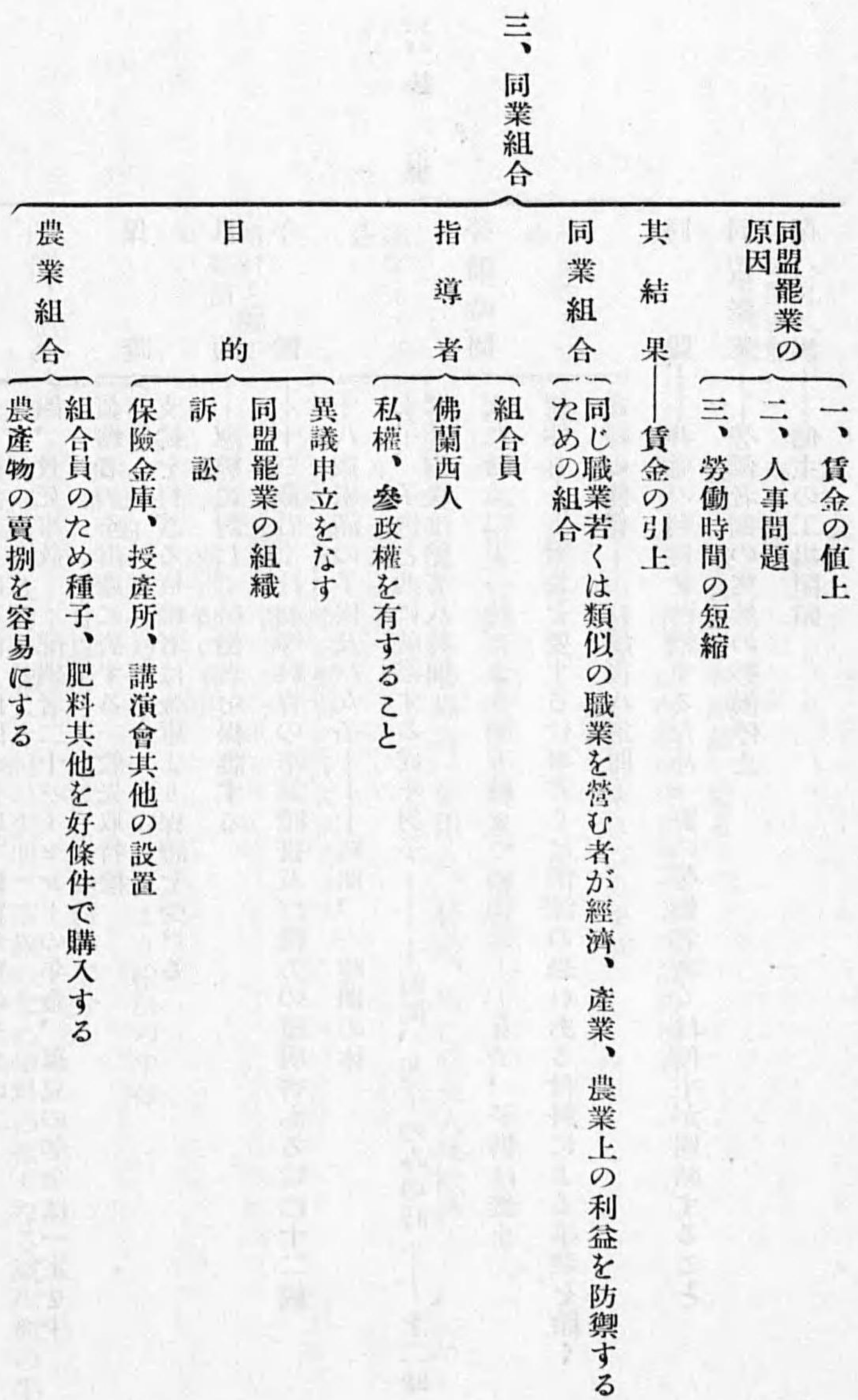
一、事故

- 一八九八年の法律に服す可き事業
  - 一、工業
  - 二、商業
  - 三、農業、奉公人も亦恩恵を蒙る
- 賠償
  - 一、労働により、若くは労働の間に生せる事故の場合
  - 二、四日以上労働の中止を來さざる事故
  - 三、故意の事故
  - 三、不可抗力に因る事故——洪水、落雷
- 賠償なき場合
  - 一、労働契約が存すること
  - 二、被僱者が僱主の監督の下にあること
  - 一、葬儀費用二百フラン
  - 二、醫者、藥劑師の費用
- 職業上の危険
  - 一、労働契約が存すること
  - 二、被僱者が僱主の監督の下にあること
- 給料と獨立の賠償
  - 一、一時的不能
    - 五日乃至十日——五日目より給料の半分
    - 十日以上——事故より給料の半分
  - 二、局部的永久的不能（片眼の失明）事故のため給料の被りたる減少額の半分
- 賠償、年金

二、法規

- 保 證
  - 三、絶對永久的不能（兩眼の失明）給料年額の三分の二
  - 四、致死事故——配偶者二十パーセントの年金、孤兒の年金は一定せず
  - 債務者の全財産に對する一般先取特權
  - 支拂を得ざる債權者は金庫より保證を受ける
- 年 齡
  - 惡弊に對して労働者を保護する
  - 十三歳若くは初等教育の卒業證書及び體力の證明書ある時は十二歳
  - 十八歳未滿の子供及び女子——十時間、一時間の休
  - 女子、子供と共に就業する成年男子——十時間、男子のみの時——十二時間、爾後は總て八時間
- 労働時間
  - 夜九時（二十一時）より朝五時までの夜業——女子、子供は禁止
  - 週休日——緊急を要する仕事若くは消滅の恐れある材料による事業を除く
  - 産婦の休養——分娩後八週間
- 同 盟
  - 共通の利益を防禦するため一群の労働者若くは僱主が團結すること
- 同盟罷業——労働者側の突然の労働停止
- 閉 出——僱主の工場閉鎖





### 第五部 日用證書

「私署證書 *actes sous seing privé*」

概説——法律は或種の行爲が效力を有するためには、之が證書を作製す可きことを規定してゐる。

特に重要な以下數種の行爲に於ては證書は公正證書たる可きことを要する。夫婦財産契約、贈與、特定の形式に依る遺言、権利の設定、讓渡、及び抵當權の解除に關する一切の證書は公正證書の形式に依らねばならない。

其他の證書の大部分は私署を以て作製することが出来る。法律上書式の規定なき場合でも、常に證書を以て契約を證明するのが賢明の道である。然る時は異議の生じた場合容易に證據を提供することが出来る。

特に民事事件に於ては、五百フラン以上の契約に對し、法律が書證以外の證據を認めてゐないことは我々の知るところである。

私署證書は公正證書、即ち公證人の手を経たる證書と同一の效力を有し、且つ經費が少い。

私署證書の作製——私署證書は當事者の一方若くは第三者によつて作製することが出来る。

私署證書には日附を要する。尙日附は略さずに完全に記入するを賢明となす場合が屢々ある。



證書には契約の總ての當事者が署名をする。金錢に關する契約の時は、署名人の手に依つて證書の全面を認めない場合常に署名の前に「爵々ノ金額正ニ相違無之 Bon pour la somme」の記載を必要とする。  
(民法第千三百二十六條)

註 本規定の認めてゐる例外は商人、職人、百姓、葡萄牙人、日葡人、奉公人に限られ、此種の者の中には民法公布の當時未だ字を書くことの出来ざる者があつたためである。今日に於ては、文字を書き得る時は常に「相違無之」の記入をせねばならない。

尙相互契約に關する私署證書は、當事者の數だけ作製するを要し、更に一通は之を登記官の許に保管せねばならない。證書の登記は日附の日以後三ヶ月以内に行はれるを要する。

本文の末尾には次の記入をなす。

何年何月何日某地ニ於テ二通（若クハ三通若クハ四通）作製。

切手——證書には従量印紙刷込用紙 papier timbré de dimension を用ひる。その價格は紙の大きさによつて異なる。

普通の用紙を用ひた場合でも、證書は無効ではないが、無印紙用紙一葉毎に六十二フラン五十サントーの罰金を課せられる。

印紙の上に文字を書き込んではない。

領收書 quittance 即ち勘定書又は計算書の下端に書添へる相濟 acquit の文字は普通の用紙に書いてもよ

いが、其場合は以下の割合で印紙を貼付する。五〇フラン迄〇・二五フラン、百フラン迄〇・五〇フラン、百フラン以上千フラン迄〇・七五フラン、一千フラン以上一萬フラン迄一・五〇フラン、一萬フラン以上五萬フラン迄三フラン、それ以上は五萬フラン又は其端數を増す毎に一・五〇フラン（一九三三年二月二十八日の法律第五十五條）

登記——特定の證書に於ては一定期間内（三ヶ月）に必ず登記をせねばならない。例——賃貸借、双務契約。

もとより登記期間の定めなき場合でも一切の私署證書は、之を裁判所に於て役立てる以前、若くは公正證書に記載する以前に登記するを要する。

第三者即ち證書に關係なき者に對し證書に確定日附 date certaine を興へるを有利とする場合には、常に署名の後直ちに登記を懸ねばならぬ。

若し私署證書にして登記なき時は、署名者以外に對して之を對抗することが出来ない。

登録税——登録税は證書によつて相異あり、或ものは固定税又或ものは證書記載の金額に比例する。税は時により本税と本税一クランにつき二デシム半の附加税（デシム）よりなる。例へば本税十フランの場合十三フラン。



仲裁裁判 arbitrage——仲裁契約 compris (六五一頁) 参照

家賃賃借 bail à loyer

連署人M……市居住家主アソビレ・プリムス及ビM……市居住年金生活者モーリス・セクソドゥスハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

アソビレ・プリムスハ本證書ヲ以テモーリス・セクソドゥスニ家屋ヲ賃貸ス

モーリス・セクソドゥスハM……市所在ノ平家四間及ビ臺所其他ヨリ成ル家屋一棟ヲ賃借ス(家屋

ノ構造は完全に記述する)

本賃賃借ハ借家人ニ於テ履行ヲ約セル以下ノ条件ニヨツテ締結サレタルモノ也

一、借家人ハ家賃ニ充分相當スル家具(若クは商品)ヲ備付ケルコト

二、借家人ハ良家父トシテ家屋ヲ享有シ借家人負擔ノ修繕ヲ以テ家屋ノ使用ヲナスコト

三、契約期間ノ如何ニ拘ラズ、必要ト思料シタル大修繕ハ借家人ニ於テ無償ニテ負擔スルコト

(借家ノ修繕は大修繕 *grosse réparation* と借家人負擔ノ修繕 *réparation locative* に分れる 四三七

頁参照 譯者註)

四、家屋ハ借入當時ノ原狀ニテ明渡スルコト

五、家主負擔ノ門及ビ窓税竝ニ地租ヲ納付スルコト

六、市及ビ警察ニ關スル責任ヲ負フコト

七、家主ノ承諾書ナクシテ權利ヲ讓渡シ若クハ轉貸スルヲ得ザルコト

八、本證書ノ一切ノ費用ヲ負擔スルコト

家賃

尙本賃賃借ハ何年何月何日ヨリ(三、六、九)年間引續キ契約ノコト 家賃一金(一千)フラン也

但シ毎年何月何日及ビ何月何日ノ二期(若クは四期)ニ五百フラン(若クは二百五十フラン)ツヰ分

納然ル可キコト

何年何月何日ノ第一期分ハ何年何月何日支拂ノコト

本賃賃借契約履行ノタメ連署人ハM……市ニ於テ特別住所ヲ選定ス

何年何月何日M……市ニ於テ三通作製ス

署名

プリムス

セクソドゥス

都會に於ては家屋の賃賃借が家屋の一部、一アパートマン、賃間若くは單に一部屋のみの場合が最も多

い。この場合は次の如く其場所を指定する。



ノ... 街何番地所在家屋ノ地階(若くは二階、三階、四階)ノ幾間ヲ含ムアバルトナン(若くは  
貸間)但シ穴倉ノ一部、中庭、庭園ノ権利ヲモ含ム...  
本賃貸借ハ...ノ條件ニヨリ締結サレタリ(前記と同じ)

耕地賃貸借 bail à ferme

家屋なき土地の筆乃至数筆、若くは田畑、若くは葡萄畑も亦賃貸借をなすことが出来る。證書による  
契約 bail écrit のなき時は口頭による契約 bail verbal にてもよい。賃貸借を終了せしめんとする時は當  
事者の一方が二年若くは三年の使用期間終了の少くも三ヶ月前に、他の當事者に共旨を通知するものにし  
て、之は特に地方の習慣による。土地の區劃、其廣さ、位地は明瞭に指定する。條件は如何様にも契約  
書式は前記の場合と同様である。土地の區劃、其廣さ、位地は明瞭に指定する。條件は如何様にも契約  
することが出来る。

折半小作賃貸借 bail partiaire ou à colonage

連署人...ハ(前記同じ)  
以下ヲ契約スルハ...

プリムスハ本證書ヲ以テセクソドウスニ折半小作賃貸借クハ果實及收穫ノ折半ヲ以テ賃貸ス  
セクソドウスハ以下ヲ變ク

N...村前記ノ地内所在、全面積...  
本契約ハ當事者ニ於テ忠實ニ履行ス可キ以下ノ條件ヲ以テ締結セラレタリ

- 一、賃借人ハ耕作及ビ開墾ニ必要ナル工作ハ自費ヲ以テ之ヲ爲スニ...
- 二、賃借人ハ良家父トシテ之ヲ享有シ權利外ノ行爲ヲ爲サントスル時ハ豫メ之ヲ賃借人ニ通知スルコト

三、賃借人ハ毎年溝ノ浚掃ヲ爲スコト、其他  
十五、十月十五日ヨリ三月一日ニ至ル期間以外ハ羊ヲ收場ニ入レザルコト、其他

十八、賃借人ハ開墾ノ作業及ビ管理ノ監督ニ當ル、其他  
十九、計算ハ賃借人ニ於テ爲シ、決算ハ毎年(十一月十一日迄ニ)之ヲ爲スコト(其他の條件:  
穀打、車輛運搬、賃貸の家畜資本、乾草、糞糞其他)

三十五、交尾、抹、乾草移入税、家畜ノ病氣治療費ハ賃借人ト賃借人ガ半々ニ支辨スルコト  
三十六、牝鶏及ビ其收益ハ賃借人ニ屬シ、其他ノ家禽ニ關シテハ折半スルコト



二十八、播種收穫ノ一切ハ折半タルコト、但シ庭ノ收益ハ賃借人ニ屬スルコト  
三十、本證書ノ終了セル時ハ其後ニ於ル暗黙ノ賃貸借更新ハ一年毎トシソレ以上ノ期限ニヨラザ  
ルコト

三十一、賃借人ハ本證書ノ費用ヲ支辨スルコト

登記ニハ兩當事者ハ本地所ノ毎年ノ收益ニ於ル賃貸人ノ部分ハ家賃ヲモ含ム一切ノ負擔ヲ合セラ金  
……ナルコトヲ申告ス可キコト

何年何月何日……ニ於テ三通作製

署名 セクンボウス  
フリムス

特別約款——例へば不排若くは地主の土地賣却其他の場合の解約の定款、解雇の費用、中途解約、擔保、抵當權の登記、保證金、火災保險其他。

登録税は年百フランにつき〇・七ニフラン。

從つて年二・〇〇〇フランの六ケ年の契約の登録税は  $\frac{2000 \times 0.72}{100} = 14.40$  フラン 六年間に八六・四

〇フラン。此支拂は當時者の要求により三年毎に分納することが出来る。

### 支拂約束證書 billets

單純支拂約束證書 billet simple —— 裏書によつて取引することは出来ないが、普通の讓渡によつて第三者に引渡すことが出来る。

M……居住百姓署名人アンブレ・フリムスハN……居住地主モーリス。セクンボウス殿ヨリ金百フラン也借用セルコトヲ認ム。本金額ハ何年何月何日同氏住居ニ於テ元利相揃へ辨済ス可キモノ也。但シ利子ハ五パーセントトシ毎年支拂ヲ爲スコトヲ得ルモノトス  
何年何月何日M……ニ於テ作製  
フリムス

上の證書は全部署名人の手で書込むを要し、然らざる時は署名の上に「……相違無之」の文字を記入する。

フリムスの妻は夫の許可ある時は、連帯してこの債務を認め、夫と共に證書に署名をなすことが出来る。證書は次の冒頭を以て始める。

連署人アンブレ・フリムス及ビ夫ノ許可ヲ得タル妻ルイズ・デュボソハ……

約束手形 billet à ordre —— 五六〇頁參照

印紙——百フラン若くは其端數毎に〇・一五フランの割合。



登記——比例税

界標設置 bornage

隣接する者の間には成る可く協議により界標の設置をなさねばならない。治安判事による時は手續も長引き又費用も高む。

協議による界標設置の書式

連署人

M……居住百姓アンドレ・プリムス及び同ジクM……居住百姓モーリス・セクソドゥスハ  
以下ノ契約ヲ締結セリ

兩人ハM……部落附近C……耕地所在ノ相隣接スル土地ノ所有者也  
プリムスノ所有地ハ、廣サ約……。M……村圖面A區……號地ニアリ  
セクソドゥスノ所有地ハ、廣サ約……。M……村圖面A區……號地ニ記入アリ  
連署人ハ兩地ノ間ニ界標ノ設置ヲ決定セリ  
合意ニヨツテ直線ヲ引キ、地上約〇・五〇メートル露出セル花崗岩標柱三箇ヲ以テ之が標識トセリ  
第一標柱ハN村道附近、第二標柱ハ第一標柱ヨリ西方二五メートル、第三標柱ハ又ソレヨリ三三メ

ートルノ所ニ設置セリ

各標柱ノ下ニ之ガ證據トシテ四枚ノ赤瓦ヲ埋没セリ

以上ノ證據ノタメ當事者ハ本調書ヲ作製セリ

何年何月何日M……ニ於テ三通作製

署名 署名  
プリムス セクソドゥス

線の崩れておる時は別個の注意を要すること勿論である。之には例へば先づ出来得る限り此崩れた線に接近させ、且つその線を構成する各短直線によつて成る總ての角を同一側に置くやうにして一本の直線を引く。次いで各標柱より此協定線に垂直線を下し各標柱との距離を求めらる。

印紙——従量印紙刷込用紙

登記——固定税

保證 cautionnement

署名人M……村地主アンドレ・プリムスハ本證書ヲ以テ下記事項ニツキT……村百姓ジヤシ・ヌル



チウス股ニ對シS……町商人モリス・セクソドウス股ノ證人タルコトヲ聲明ス(場合により連帯の文字を加へる) 金錢借用(又は其他の原因)ニヨリセクソドウス股ガテラチウス股ニ署名セル金一千元ラン也ノ債務但シ支拂期日何年何月何日  
尙元金及ビ利子ノ(若くは——何年何月何日ヨリ期日ニ至ル利子ノミノ)支拂ニツイテハ一切ノ分擔及ビ異議ヲ爲サザルモノ也  
何年何月何日M……村ニ於テ作製

プリムス

印紙——從量印紙刷込用紙

登記——比例税

### 債權の讓渡 cession ou transport de créance

#### 書式

署名人アンブレ・プリムス及ビモリス・セクソドウスハ以下ノ契約ヲ締結セリ  
プリムスハ決算ニヨリ(若くは賣買により又は其他の原因により)テラチウス股ニ對シテ有スル返済期日何年何月何日(若くは——既ニ返済ノ要求ヲ爲シ得ル)一金五百フラン也ノ債權ヲ讓渡シ、セ

クソドウスハ前記債權ノ元金及ビ五パーセントノ利子(既に返済要求ノ可能なる場合)ニ對スル權利ヲ取得ス

本讓渡ハセクソドウスヨリプリムスニ同額ノ金五百フラン也現金支拂ヲ以テ爲サレタルモノ也。セ

クソドウスハ本證書ヲ以テ上記代金ノ支拂ヲ認ムルモノ也

尙本讓渡ハテラチウス氏ノ現在及ビ將來ノ辨濟能力ニツキプリムスノ保證ナクシテ(又は——保

證ヲ以テ)爲サレタルモノ也

何年何月何日M……ニ於テ三通作製

署名

プリムス

セクソドウス

### 相続權の讓渡 cession ou transport de droits successifs

#### 保留なき一般讓渡に關する書式

連署人アンボン・プリムス及ビモリス・セクソドウスハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

何年何月何日M……ニ於テ死去セルテラチウス股ノ(四分ノ一ノ)相続人プリムスハ其相続分ヲセ



クシドウスニ譲渡シ、セクシドウスハ一金三千ラシ也現金支拂ヲ以テ上記ラルチウス殿ノ遺産ニ於  
ルアリムスニ屬スル一切ノ動産及ビ不動産ノ権利竝ビニ該譲渡権利中ニ含マルル債務金一千ラシ也  
ヲ支拂ヲ可キ責任ヲ引受クルモノトス  
何年何月何日M……ニ於テ三通作製

相續権ノ譲渡 cession ou transport de droits en gage

アリムス

セクシドウス

若し保留のある場合には現金支拂額を示したる後次の如く附加する。

但シ營事者ハ本譲渡ガ本日尙理物ノ儘存スル相續財産及ビ價格中ノ譲渡人ノ権利ノミヲ含ミ、相續  
ヨリ先ニ譲渡人ノ取得シタル金額及ビ遺産ニ對シ個人的ニ負債セル金額ハ之ヲ保留ス。該債務ハ相續  
分中ノ上記金額ノ範圍内ニ於テ相殺スルモノトス

譲渡人ハ一切ノ積極財産ニ對シ權利ヲ有シ又譲渡人ノ全債務ヲ辨済スルモノトス (セクシドウス) 債  
譲受人 (セクシドウス) 負擔ノ債務ハ金一千ラシ也

譲渡ガ單に動産上の權利若くは不動産上の權利に止る時は、一部譲渡 cession partielle といふ。

登記——譲渡人の剝奪 dessaisissement を含まざる財産の譲渡は固定税

通常債權譲渡——永久若くは終身年金譲渡及び破産に關する債權譲渡は比例税 (呈く詳説書) へ註記  
相續財産の譲渡は比例税  
正貨、國債、無記名證券は無税

仲裁契約 compromis 仲裁裁判 arbitrage

決算、共有權、下水使用權、地役權其他に關する争に於ては、賢明なる當事者は屢々當事者間に仲裁人  
を設置する。一九二五年十二月三十一日の法律は、商事々件につき發生すべき争を仲裁人に委ねるを目的  
とする仲裁約款の有効を認めたる。

添附——仲裁契約式仲裁人の署名に添附する。國語  
連署人の署名の 捺印を要する。

以下ノ契約ヲ締結セリ  
……ニ關シ (争の原因を詳記) 兩人ノ間ニ生ゼル争ハ  
仲裁人ノ裁定ニ委マルコト三體作新

依ツテアリムスハラルチウス殿ヲ選定シ又セクシドウスハカルトウス殿ヲ指名セリ



(意見の相違あるときは仲裁人は第三の仲裁人を選定す可きことを明記することも出来る)

何年何月何日M……ニ於テ三通作製

署名

プリムス

セクソボウス

一度宣告された仲裁判定は當事者が協議の上之を承認する。然らざる時は仲裁人の一人が始審裁判所の書記課に覺書を提出し、裁判所長が之を執行せしむる。

登記——仲裁契約は仲裁人の宣告前に登記するを要する。固定税。

協議によらざる仲裁判定に對する税は裁判所の判決に關する税と同様一定してゐない。

### 協議による明渡 *congé amiable*

執達吏の送達費を省かんとする時は貸借契約の解除に於て出来る。

書式

連署人……ノ間ニ於テ

以下ヲ決定セリ

プリムスハセクソボウスニ對シ何年何月何日以来賃借セルM……所在ノ土地(若くは家屋)ノ解約

ヲ申出デ

セクソボウスハ何年何月何日上記解約ノ申出ヲ承諾シ、プリムスハ指定ノ日ニ場所ヲ明渡シ、當日迄ニ理由ノ如何ヲ問ハズ責任及ビ條件ノ一切ヲ履行ス可キコトヲ約セリ(鍵の返還其他)

何年何月何日M……ニ於テ三通作製

署名

プリムス

セクソボウス

登記——單純解約は固定税、貸借契約の解除は通常の貸借契約と同一税、起算日も同様。

### 委任解除狀 *décharge*

委任者が受任者に於て其解除せる委任の顛末報告をなしたることを承認する證書——委任者の爲受取りたる金銭其他の引渡、財産管理其他

單獨書式

拙者事署名人アンボレ・プリムスハ受任者モーリス・セクソボウス殿ニ於テ、何年何月何日M……

市ニテ私署證書(若くは公證人N……殿作製ノ證書)ヲ以テ拙者ノ興へタル委任ニ從ヒ、拙者ノタメ

ニ爲シタル處理ノ顛末ヲ誠實ニ報告シタルコトヲ認ム(行爲を列擧してもよい)



ヨツテ委任ノタメ用ヒタル行使權ノ一切ヲ解ク (是處ニ於テ「」トイフ)  
申何年何月何日 N……ニテ作製…… (應注シテノ題名) ヲ以テ…… (委任ノ師トシテ) 册果ハ……  
册果册果ヲ以テ…… (ノリテ……) 委任…… (ノリテ……) 冊果…… (冊果ノ日何日)

登記——固定税、委任者の負擔

權利拋棄證書 désistement

法律、契約、判決若クハ訴訟手續開始に基ク權利の拋棄を聲明する證書。

權利の拋棄は、拋棄をなす者と拋棄を受ける者の別個の證書を以てなすことが出来る。但し同一の證書を二通作製する方がよい。それには下のやうに作る。

連署人 プリムス 及 ビ セクソドゥスハ  
以下ノ契約ヲ締結セリ

プリムスハ (何年何月何日 プリムスノ請求ニヨリ M……村ニ於テ執達吏 X……殿ノ送達ヲ以テセクソドゥスニ爲シタル訴訟) ヲ拋棄スルコトヲ聲明ス  
セクソドゥスハ上記ノ拋棄ヲ承諾ス  
何年何月何日 M……ニ於テ三通作製

署名

プリムス

セクソドゥス

登記——固定税

奉公人 domestiques

主人と奉公人若クハ使用人、又は地主と労働者の間では一切の困難の發生を避けるため、兩者の間で條件を決定し證書を以て之を契約しておく方が無難である。

書式は次のやうな書出を以てする。

連署人

M…… 村地主 プリムス

當時…… 居住奉公人 セクソドゥスハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

何年何月何日以後 セクソドゥスハ 奉公人 (使用人 或ハ 労働者) トシテ プリムスノ 許ニ 奉公ス  
セクソドゥスハ …… ヲ爲ス (相互の義務を列擧する)  
何年何月何日 M…… 村ニテ三通作製



水田水

署名

プリムス

セクソボウス

登記——一八九〇年七月二日の法律（第三條）により登記手續の免除がある。

### 贈 與 donation

證書は公證人による。贈與の財産移轉税は一九二〇年六月二十五日の法律を以て著しく増額された。  
——四五六頁の註参照。

### 交 換 échange

與へた物と受取りたる物が同價値の時は、交換が補足金若くは釣銭なく對等に行はれたといふ。  
交換は動物、動産若くは不動産について行ふことが出来る。

不動産と不動産の交換に関する書式

連署人……ハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

プリムスハ本證書ヲ以テ交換名義ニヨリ一切ノ擔保ヲ附シタル上セクソボウスニ

M……町所在ノ貸家一軒ヲ讓渡ス該家屋ハ構造次ノ如シ。……（場所の状態記述）

上記ト交換ニセクソボウスハプリムスニ一切ノ擔保ヲ附シタル上以下ヲ讓渡ス

M……町 N ……部落附近所在ノ土地一筆、該土地ハ廣サ云々北ハ……南ハ……ニ接シ、M町圖面A  
區第三十七號地ニ含マル。以上ノ兩不動産ハ一切ノ權利竝ニ厠及ビ附屬物ヲ含ミ、如何ナル除外、留  
保ヲモ設ケザルモノトス

（各當事者は其交換する不動産の起原を明かにし、次いで負擔條件を列擧する——納税、小作權の尊重  
地役權の默認等。不動産所有權の移轉を爲すこと。其他）

本證書ノ費用ハ一切當事者ノ分擔トス

本交換ハ過不足ナク對等ニ行ハレタリ

若くは——プリムスニ對シ補足金支拂ノ上云々。プリムスハセクソボウスヨリ補足金……フランセ  
受領シタルコトヲ認ム。ヨシテ正ニ領收セリ

登記ハ兩當事者ニ於テ各交換不動産ノ年收何ヲソナル旨ヲ届出ルコト

何年何月何日 M……町ニ於テ三通作製

署名

プリムス

セクソボウス

水田水



登記——動産對動産——價格大なる方の取分の價格につき比例税。

動産對不動産——この場合の交換は不動産の賣却と看做され、比例税。

動産が不動産より價格の高い時はその差額に對し動産賣買の比例税を課す。

不動産對不動産——價格の小なる取分に對し比例税。賣却税は兩方の取分の價格の差若くは價格の差額より補足金の方が大なる時はこの補足金につき徵收。

税額算定——都市に於る不動産に關しては収入を二十倍する。田園不動産に關しては二十五倍。

例——プリムスの家屋が一千フランの収入あり、又セクソワスの土地が六〇〇〇フラン収入あるものと査定され、且つ交換がセクソワスよりプリムスに三千フランの補足金の支拂を以て行はれたものとする。

右の場合の税額の算定を示すと

都市不動産價格	1000 × 20 = 20,000
田園不動産價格	600 × 25 = 15,000
差 額 (補足金より大)	5,000

よつて

一、交換税 一五・〇〇〇フランにつき五・四〇パーセント 810 フラン

二、賣却税 五・〇〇〇フランにつき一七パーセント	850 フラン
合 計	1660 フラン

登記——尙右のほか所有權が第三者に移轉するためには、不動産の交換は之を郡の登記所に登記するを要する。従つて不動産對不動産の交換の場合は二回の登記がなされる。

### 身 分 état civil

身分證書 (出生、婚姻の公表、婚姻及び死亡に關する證書) は身分官吏によつて作製される故に此處には觸れない。

登録税は離婚の判決を登記する時のみ納付する。この場合の税は一八七・五〇フラン。其他の登記は一八九七年八月十七日の法律によつて廢止された。

### 借家現狀書 état des lieux

此證書の書式は別に擧げる必要もなからう。種々の様式によることが出来、主とし事後の紛争を避けるため賃貸借契約に於て作製される。

登記——固定税。



### 財産目録書 état de meubles ou inventaire amiable

借家現狀書に同じ。財産目録書は當事者間に於て手易く作製することが出来る。冒頭の書式も同様。末尾は次の如く結ぶ。

本財産目録ハ連署人ニヨツテ法定ノ事項ニ使用スル爲作製セラレタリ

何年何月何日M……ニ於テ三通（又は四通）作製

（署名）

登記——固定税

### 動産質 gage

書式

連署人……

プリムスハ何年何月何日M……村ニテ登記セル何年何月何日作製ノ私書證書ヲ以テセクソボックスニ對シテ契約セル金一千フラン也ノ債務ノ元本及ビ利息ノ辨済擔保ノタメセクソボックスニ對シテ質權ヲ設定ス。セクソボックスハ其所有ニ係ル以下ノ質物（列擧を要す）ノ引渡ヲ受ケ。セクソボックスハ上記元

本、利息及ビ附屬費用ノ辨済ヲ受ケタル時ハプリムスニ對シテ質物ノ返還ヲ爲スヲ要ス

何年何月何日M……ニ於テ二通作製

署名

プリムス

セクソボックス

登記——擔保せる債務が上の例のやうに登記前の證書による時は固定税。然らざる時は一般に債務の額に比例する。質權が例へば保證として第三者によつて設定せられた時は、税は常に擔保せる債務の額につき、又若し質權の方が小額の時は質權の價額につき常に百フランに〇・七五フランの割合。

### 抵當權 hypothèques

公證人及び代訴人によつて作製される登記申請書 bordereau d'inscription 若くは登記更新申請書 renouvellement d'inscription については述べない。登記に關しては何人でも登記所 bureau du conservateur des hypothèques に問合せることが出来る。問合せに對しては登記官は指定人につき存する登記一つ毎に一つの手續料をとる。

抵當權は十ヶ年間有效で、期間經過の後は之を更新せねばならない。

又我々は登記官より印紙刷込用紙を以て登記目録を交附せしめることが出来る。



登記のなき時は三・六〇フラン (印紙制込用紙) のほかに一フラン。

登記のありたる時は各登記毎に手数料一フランと登記一ツの毎に抄本の印紙代三・六〇フラン。

財産目録 inventaire —— 財産目録書 état de meubles (六六〇頁) 参照

爲替手形 lettre de change —— 五五八頁参照

雇 傭 louage —— 奉公人 domestiques (六五五頁) 参照

解 除 mainlevée

抵當權の解除若くは婚姻故障の解除は公證人の手を経たのみ興へられるが、故障、差押其他の解除は私署證書でよい。

書 式

署名人M……村居住地主アソビレ・ブリムスハ本證書ヲ以テ何年何月何日……居住百姓モーリス・セクソックス殿ニ對シ拙者ノ請求ニヨルM……村執達吏カルトゥス殿ノ送達證書ニ從ヒ、……居住果

樹園主ジャン・ラルチウス殿ノ許ニ於テ執行シタル差押ノ單純解除ヲ認ム

上記差押ハ以後無効ト看做ス

何年何月何日M……ニ於テ作製

ブリムス

登記——固定税。

委 任 mandat 又は委任狀 procuration

或者が自己の權能若くは委任狀を他の者に興へる時は、此者に自己の位地に代つて行動す可きことを委任するもので、既に述べたやうに前者を委任者 mandant と呼び、後者は受任人 mandataire と呼ぶ。

委任は次の區別をなすを要する。

- 一、唯一人の者によつて興へられたる場合。
- 二、共同連帯して行動する数名の者によつて興へられたる場合。
- 三、夫より妻に興へられたる場合。
- 四、妻より夫に興へられたる場合。
- 五、共同連帯して行動する夫婦によつて興へられたる場合。



特別委任狀の書式

一、貸金の取立。

署名人……ハ

本證書ヲ以テアリムス殿ヲ代理トシセクソドウス殿ヨリ……ニ因ル貸金(理由明記)金一千元ラン也  
ヲ受取り有效ナル受取證ヲ交付シ若シ支拂ナキ時ハ必要ナル一切ノ訴訟手續ヲ爲シ(云々)ヲ委任ス  
何年何月何日M……ニ於テ作製

(署名)

二、賣却。

冒頭は同様

不動産(土地其他)ヲ最上ノ條件ニ於テ賣却讓渡シ權利ニ對スル一切ノ擔保ヲ締結シ即時拂若クハ  
約定期日ニヨリ代金ヲ受取り之ニ受取證ヲ交付シ所有權ノ一切ノ起原ヲ證明シ享有開始ヲ確定セシメ  
(云々)ヲ委任ス  
何年何月何日M……ニ於テ作製

(署名)

三、購入。

冒頭は同じ

……ヲ(購入す可き動産若くは不動産を指定する)最上ノ條件ニ於テ取得シ一切ノ證據及び擔保ヲ  
要求シ享有開始ノ時ヨリ利子共現金ニテ(若くは約定ノ期限ヲ以テ)支拂ヲ爲シ確實ナル受取證ヲ  
請求スルコトヲ委任ス  
何年何月何日M……ニ於テ作製

(署名)

四、商品の受取——商品に關する詳細について契約をなすが書式は同じである。

五、借用。

六、賃貸借契約と賃貸料の受取。

七、原告若くは被告として治安裁判所に出頭。

……小生ノテラルチウス殿ニ爲シタル呼出ニツキ相手方ノ提案ガ充分ナルモノト思料スルトキハセク  
ソドウス殿ハ之ヲ受理シ、讓歩シ、仲裁契約ヲ締結スルコトヲ得……  
若くは——……ヲ目的トスルテラルチウス殿ノ請求ニヨリ小生ニ與ヘラレタル呼出ニツキセクソドウ  
ス殿ハ該請求ノ理由ナキコト……ヲ主張スルコト  
何年何月何日M……ニ於テ作製



八、原告及び被告として勸解裁判に出頭。

九、事務管理。

冒頭は同じ

小生ノ M……村ニ所有スル一切ノ不動産ヲ管理シ

適當ト思料スル者ニ上記財産ノ全部若クハ一部ヲ貸貸シ若クハ小作貸貸又ハ折半小作貸貸ヲ爲シ一

切ノ證書又ハ口頭ニヨル貸貸契約ヲ爲シ……

一切ノ證書及ビ調書ヲ作製署名シ住所ヲ變更若クハ選定シ其他必要ナル一切ノ事項ニ互リ委任ス

何年何月何日 M……ニ於テ作製ス

(署名)

十、相続財産の受取。

一般委任の書式

尙委任状は概括的に受任者の爲し得る主なる行爲を指定することが出来る。管理行爲、讓渡、抵當、債權の取立、債務の辨濟、訴訟手續、差押及び故障の解除、貸貸契約の締結及び解除、借家人に對する家屋明渡の通告、相続財産の受取、借用、訴訟の提起、被告として出廷其他。

以上は一般委任と呼ぶところのものである。

登記——固定税。

### 婚 姻 mariage

夫婦財産契約 *contrat de mariage* (四四七頁参照) は公正證書により、又婚姻證書 *acte de mariage* は身分官吏によつてのみ作製される故、こゝでは省略する。

質 *nantissement* ——動産質 *gage* (六六〇頁) 参照

分 割 *Partage* ——四九五頁参照

署名人……

M……村百姓アソビレ・ブリムス

N……村鍛冶屋モーリス・セクソドゥス

及ビ共同連帶シテ行動スル

S……村乾物商ポール・カルトゥス竝ニ夫ノ許可ヲ得タルソノ妻ジャンヌ・テルチウスハ



以下ノ方法ニヨリ後ニ述ヅル如ク各自ニ屬スル下記不動産ヲ分配セリ  
(不動産、其位地、構成を示し、次いで所有權の起原を明にする)

分割部分の構成

全不動産ヲ協議ノ上同等價値ノ三部分ニ分割セリ

第一ノ分割部分ハ以下ヲ含ム

第二ノ……………

(負擔及び條件の列擧、分割部分の抽籤、嫁資其他の持戻、登記不動産の評價)

何年何月何日 M……村ニ於テ四通作製

(署名 四)

若し分割部分が等價値ならざる時は、一乃至數個の補足金の金額を記載する。  
死亡せる尊屬親の代承に入りたる—當事者の子供達は各自の間でその分割部分を別個の證書又は一般分  
割と同一の證書で更に分割することが出来る。

これに關する記載は前記同様で再分割の題目の下に記す。  
分割部分は時に抽籤によらずして協議によることもある。證書には何れの方法によりたるかを明記する  
を要する。

共通財産の分割及び會社財産の分割については述べない。

登記—單純分割には一定の期限はない。補足金による分割にても、補足金が不動産若くは營業財産に  
よらざる時は同様。比例税。

貸借 prêt —四六〇頁參照

委任狀 procuration —委任 mandat (六六三頁) 參照

賣買の豫約 promesse de vente —賣買 vente (六七九頁) 參照

賃貸借契約の繰延 prologation de bail

連署人……ハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

何年何月何日連署人ノ間ニ締結何年何月何日登記セル賃貸借契約ハ何年何月何日ヨリ(三年、六年)  
ノ新期間ヲ繰延ベルコト



但シ變更ハ一切ナク條件ハ同一ノコト、ス (若クハ……ニ修正ス)

署名  
セクソボウス  
フリムス

登記——賃貸借契約の場合と同様、但し繰延の年数によつて計算する。

### 領收書 quittance ou reçu

單純領收書の書式

署名人 M……村百姓 フリムスハセクソボウス 殿ヨリ本日計算殘金千フラン也正ニ受領セリ  
何年何月何日 M……村  
フリムス

領收證は一部免除及び特別控除を記載することが出来る。

印紙——十フラン及びそれ以下の領收證は印紙不用。十フランより百フラン迄は二十五サンチーム、百フランより千フラン迄は五十サンチーム、千フラン以上一萬フラン迄は一フラン、一萬フラン乃至五萬フランは三フラン、それ以上は五萬フラン若クはその端數毎に一フランづつ。(印紙法——第八十三條)  
領收證は印紙制込ならざる用紙を用ふ。

登記——規定期限なし、領收金額につき比例税。

債務の承認書 reconnaissance ——支拂約束證書 billets (六四五頁) 参照

買戻約款 rûmârú ——賣 買 vente (六七九頁) 及び四二九頁参照

買戻約款附賣買 *vente à réméré* (*réméré* はラテン語の *relinere* 即ち買戻の意) は賣主に一定期間賣却物を買戻すことを得しめる。

### 債務ノ免除 remise de dette

連署人

M……村居住アンボレ・フリムス

及ビ N……村居住モーリス・セクソボウスハ以下ノ契約ヲ締結セリ

フリムスハセクソボウスニ對シ何年何月何日 S……町公證人 X……殿ニヨツテ作製セル證書ノ通り  
セクソボウスノ債務 金一フラン也ヲ全部免除スルコトヲ聲明ス  
從ツテセクソボウスハ上記ノ債務ノ免除ヲ受ケタルコトヲ聲明シ、該債務ノ主體及ビ附帶ノ義務ヲ



免ル。當該債務ハ本免除ニヨリ消滅ス  
何年何月何日M……ニ於テ二通作製

署名

プリムス

セクソドウス

遺言の取消 *révocation de testament* ——五——頁参照

仲裁判定 *sentence arbitraire* ——仲裁契約 *compromis* (六五——頁)参照

會社 *sociétés* ——原理に關しては 四五——頁参照

こゝに會社の規約を説明することは不可能である故、單に各種の會社の規約に不可缺の記載事項のみを述べるに止める。

合名會社

- 一、社員の姓名住所。
- 二、會社の目的、期限、位地、社名。

三、各社員の出資額。

四、會社財産。

五、損失の分配の割合。

六、一乃至數名の社員に關する権能の明記。

七、會社の解散方法。

物的會社。無名會社(株式會社)——此種の會社は資本の重大性より一般に公正證書を以て設立される。

合資會社——無限責任社員及び有限責任社員に關し二三の相違及び明細を要するほかは合名會社の場合と同様。

共算商業組合——こゝには一例を示す。

連署人M……村園藝師プリムス、セクソドウス、テルチウスノ三名ハ

以下ノ契約ヲ締結セリ

上記三名ノ間ニ共算商業組合ヲ設立シ以下ノ取引ヲ目的トスル 金三萬フラン也ヲ各自三分ノ一ツ出資共有ス

一、……ニ約……ノ土地ヲ購入スル



- 二、該土地ヲ耕作ニ適セシム。肥料、耕作、植樹其他
- 三、花卉、果實ノ賣却
- 四、利益ノ等分

若シ各季節ノ終リニ花卉若クハ果實ガ賣レ残リタル時ハ、價格見積リノ上現品ヲ分配ス

何年何月何日M……村ニ於テ三通作製ス

署名  
 プリムス                      セクンボウス                      テルチウス

登記——公告の手續を履むを要する。出資額につき比例税。

轉 貸 sous-location ——賃貸借 bail (六四〇頁) 参照

轉貸は賃貸人若くは不動産の所有主の承諾を得て、第三者のためになす賃借人の賃貸にほかならない。賃借人は轉借人に自己の名に於て賃借した不動産の全部若くは一部を更に賃貸する。従つて賃貸借の場合と同一の規定に従ふ。

遺 言 testament ——五〇九頁参照

自筆遺言書の書式

遺言書は總て次の書出による。

本書狀ハ、拙者ノ遺言書也

署名人拙者儀M……居住年金生活者X……ハ、心身共ニ健全ニシテ思慮ヲ以テ自由ノ行動ヲ爲スモノ

ナルガ、此度遺言ヲ以テ以下ノ處分ヲ爲スコトヲ聲明ス

以下ヲ遺贈ス

下記數個の場合によつて異なる。

一、一人に對する包括遺贈。

M……村居住甥アンブレ・プリムスニ拙者ノ死後ニ遺シタル一切ノ動産及ビ不動産並ビニ……以後

完全ナル所有權及ビ利益權ヲ以テ之ヲ處分スル權利ヲ與フ

若シ甥プリムスが拙者ヨリ先ニ死亡シタルトキハソノ子供若クハ卑屬親ガ代承シテ本包括遺贈ノ利

益ヲ受ク

何年何月何日M……ニテ全文、日附及ビ署名ヲ自書セリ

X……………



二、數人に對する包括遺贈。

M……村百姓ニシテ拙者ノ甥ナルアソブレ・ブリムス  
 N ……村鍛冶屋ニシテ拙者ノ從弟ナルモーリス・セクソドゥス  
 W ……村裁縫師ニシテ拙者ノ從妹ナルルイズ・ラルチア  
 ニ拙者ノ死後ニ遺シタル一切ノ動産及不動産ヲ 云々  
 上記三名ヲ平等ニ拙者ノ包括受遺者ニ指定ス  
 若シ内一名ガ拙者ヨリ先ニ死亡シタルトキハ 云々  
 遺言執行者トシテカルトウス殿ヲ任命シソノ報酬トシテ 金……也ヲ遺贈ス  
 ……………作製  
 X……………

三、一人に對する包括名義遺贈。

M ……村ノ百姓ニシテ拙者ノ甥ナルアソブレ・ブリムスニ拙者ノ死後ニ遺シタル全動産及ビ不動産  
 ノ三分ノ一 (又は半分、又は四分ノ一) ヲ 云々  
 上記ノタメ同人ヲ包括名義受遺者ニ指定ス  
 同人ガ拙者ヨリ先ニ死亡シタルトキハ 云々

X……………

四、數人に對する包括名義遺贈。

M……村ノ百姓ニシテ拙者ノ甥ナルアソブレ・ブリムスニ拙者ノ遺産ヲ構成スル全動産及ビ不動産  
 ノ三分ノ一  
 N ……村ノ鍛冶屋ニシテ拙者ノ從弟ナルモーリス・セクソドゥスニ上記財産ノ四分ノ一  
 N ……村裁縫師ニシテ拙者ノ從妹ナルルイズ・ラルチアニ上記財産ノ殘餘ヲ夫々遺贈ス  
 拙者ノ死後ハ各自完全ナル所有權ヲ以テ自由ニ之ヲ處分シ得ルモノトス  
 ヲツテ上記三名ヲ拙者ノ包括名義受遺者ニ指定ス  
 X……………

五、特定遺贈。

拙者ノ甥アソブレ・ブリムス……………ニ  
 M……町 X ……街ニ拙者ノ所有スル家屋一棟及ビ中庭、庭園其他、附屬物ノ一切ヲ  
 又拙者ノ從弟モーリス・セクソドゥスニ N ……村所在ノ三ヘクタールノ森  
 又拙者ノ下婢カテリーヌ・カンタニハ二十年間ヨク忠勤ヲ盡セルニヨリ拙者ノ家宅内ニ在ル動産及  
 ビ拙者ノ財産中ヨリ控除セル 一金……也ヲ



又M……村ノ非宗教村立學校ノ同窓會ニ一金五千フラン也(但し公益を認められてゐるものとす  
る)ヲ夫々遺贈ス  
名自ハ完全ナル所有權ヲ以テ遺贈ヲ處分スルコトヲ得……………  
X……………

遺言は總て當然それ以前に於る遺言を取消すものではあるが、尙その遺言書には次の附記をなすのが賢  
明である。

本遺言書前ニ拙者ノ作製セラル一切ノ遺言書及ビ遺言追加書ハ之ヲ取消ス  
何年何月何日M……ニテ全文、日附及ビ署名ヲ自書ス  
X……………

遺言者は自己の受遺者に責任若くは條件を附することが出来る。

- プリムスノ責任トシテ
- 一、金……也ヲ(爾々ノ時期ニ)拙者ノ村ノ貧者ニ給興スルコト
- 二、拙者ノ墓ヲ維持スルコト

遺言追加書若くは遺言の變更は同じく遺言者自らが全文、日附、署名を自書する。然らざる時は無効と  
なる。

遺言の取消は取消したる遺言書に爲すことが出来る。他の用紙を用ふる時は取消書が紛失した場合先の  
遺言書が正常なる最後の意志の如く看做される恐れがある。

### 賣 買 vente —四二九頁參照

動産及び動産權の賣却

以下を記入する。

- 一、契約當事者の氏名。連署人……ノ間ニ於テ 云々
  - 二、賣却物の明確なる指定、契約せる擔保の指示。
  - 三、契約に關する總價格、利子、期限、支拂場所。
  - 四、各物件に關する個々の條件。
- 證書原本の數は契約當事者の數と同一。  
日附及び全當事者の署名を要す。

動産賣却の書式

連署人M……市居住美術品商人プリムス  
及ビ……村地主セクソドウスノ間ニ於テ



以下ノ契約ヲ締結セリ

プリムスハセクソドウスニ以下ヲ賣却ス

一、ルイ十六世型振子時計 代金三百フラン也

二、同上型枝付燭臺二臺 代金二百フラン也

三、(バラの死)ヲ表ス小銅像 代金五百フラン也

合計金一千フラン也ハ現金ニテ支拂ヲ了セリ

或は——本日ヨリ六ヶ月以内ニ支拂ヲ爲スコト

或は——半額ハ現金、半額ハ手形ニテ支拂ヲ爲スコト 但シ手形ノ期限ハ何年何月何日利子五

パーセントトシ本日ヨリ起算ス

何年何月何日三通作製

器名	プリムス	セクソドウス
----	------	--------

登記——一定の期限なし。但し裁判所にて使用し若くは公正證書に使用する以前に登記あること。

比例税——動物、收穫、肥料、農具、其他農業に關する物品の賣買に於ては半額。(一九二四年六月二

十五日の法律第二十四條)

### 營業財産の賣却

民事上は動産の賣却を構成し、租税上は不動産の賣却と看做され、三ヶ月以内に、契約が證書による時は登記をなし又若し口頭による時は届出を爲す。

營業財産の賣却に關する書式

書出は同様

プリムスハ本證書ヲ以テセクソドウスニ賣却、讓渡及ビ委付ヲナシ、セクソドウスハチエールビゴ街五九番地營業ノ料理店酒商營業財産ヲ收受セリ。該財産ハ顧客及ビ營業用器具竝ニ在店商品ノ一切ヲ含ム。本賣買ハ通常條件ニヨリ代金 一金六萬フラン也ヲ以テ締結セリ。代金ノ詳細ハ次ノ如シ。  
一金三萬フラン也顧客。 一金二萬フラン也器具。 一金一萬フラン也商品。以上ハ即時支拂ヲ了セリ

若くは——

以上ノ内買主ハ本日賣主ニ對シ 一金五萬フラン也ヲ現金ニテ支拂ヒタリ。殘金一萬フラン也ニ付テハ買主ハ賣主ニ各一千フランノ約束手形十枚ヲ振出ス。但シ第一ノ手形ハ支拂期日何年何月何日トシ他ハソレヨリ六ヶ月毎トス。各手形ニハ年五パーセントノ利子ヲ付ス  
完済ヲ了セザルニ先立テ買主ニ於テ該財産ノ買却ヲ爲ス時若クハ收用ノ時ハ本賣買ノ代金ニ關スル



残額ハ即時支拂ヲ要求シ得ルモノトス  
 セクソドウスハブリムスニ對シ一月前ニ豫メ通知シタル上ニテ手形ノ全部若クハ一部ヲ前拂ヌル權  
 利ヲ保留ス。但シ期限ニ滿タザル利子ヲモ支拂フモノトス  
 本日了シタル占有ヨリ後ハ現ニ買買ヲ爲シタル營業財産ニ屬スル一切ノ責任ハ取得者ノ負擔トス  
 本證書ノ登記費用ハセクソドウスノ負擔トス  
 何年何月何日バリニテ三通作製ス

相違無之	署名	相違無之
ブリムス		セクソドウス

尙此外種々の約款を加へることが出来る。 一、賣主は一定區域内、同一市町村、區若くは郡内に同一性質の營業を爲すことを得ざる旨。 二、商品の細目若くは財産目録は本證書若くは別紙に記載することを得。 三、貸借契約若くは貸借契約の譲渡に關しても同様。 四、所有權の起原は不動産の買買同様證書に記載することを得。

登記——證書の日附より三ヶ月以内。  
 比例税

一、營業財産の代價につき。  
 二、商品の細目を立て見積りを爲したる時は其の代價につき。  
 營業財産の買買は會社設立に關する證書同様、賣主の債權者がある場合取得者に對し故障をなし得るやう、法定公告新聞に公告する。  
 第一回の掲載は日附より十五日以内に爲すを要する。右公告は最初の掲載後八日乃至十五日目に繰返さねばならない。

不動産の賣却  
 以下の區別をなすを要する。  
 (a) 一人による賣却。  
 (b) 夫婦による賣却。  
 (c) 数名による賣却。

前述の賣却同様不可缺の記載事項がある。以下に之を列擧する。  
 一、契約者の姓名、職業、住所。  
 二、不動産及び擔保の指定。  
 三、代金及び利子、期限、支拂場所等之に關する一切。



- 四、契約者の条件を列挙。
- 五、所有者たる買主の有する所有権の過去三十年間に於る状況。
- 六、身分及び法定抵当権に關する買主の表示。
- 七、取得者の享有開始の日附。
- 八、租税納付の日附。
- 九、當事者の數だけ證書の原本を作製せる旨記載、署名。

登記——證書の作製若くは口頭の契約を爲したる時より三ヶ月以内、買主の負擔。

規定期間内に登記なき時は、買主と買主は別々に二重の税を課せられ且つ互に填補を要求することが出来ない。尙税額は六〇・五〇フラン以下なることを得ない。

不動産の代價が不充分なる時は、登記官廳は買賣の行はれたる後一ヶ年内に鑑定をなさしむることが出来る。

代價の隠蔽ある時は、登記官廳は三十年間普通法の一一切の證據を以て隠蔽を立證することが出来る。一切の隠蔽(買賣、交換の補足金、分割)は隠蔽額の四分の一の罰金を課し當事者は連帶して之が支拂をなす。

例——76,000 フランの不動産を隠蔽して 60,000 フランと届出たる時は罰金は 4,000 フラン。

買戻約款付買賣の書式

普通の賣買と同様であるが、たゞ買戻約款がつく。

買主プリムスハ本日ヨリ五ヶ年間買戻ノ能力ヲ保留スル

買戻の證書は次の如く作る。

連署人プリムス及ピセクソドゥスハ以下ノ契約ヲ締結ス。何年何月何日……ニ於テ公證人B……殿  
ニヨツテ作製セラレタル證書ノ條件ヲ以テプリムスハセクソドゥスニ何年何月何日ヨリ五ヶ年間ノ買  
戻約款付ニテ不動産……ヲ賣却セリ。代價金五千フランハ即時支拂ヲ了セリ

プリムス殿ハソノ保留セル買戻ノ能力ヲ用ヒント欲シ現ニセクソドゥス殿ニ以下ノ支拂ヲ爲セリ

一、……ノ買却代價ノ元金 金五千フラン也

二、該證書ノ費用 金……フラン也

上記ニヨリ……ノ賣買ハ今後無効トシプリムスハ本日ヨリ該賣買ノ目的タル不動産ノ占有ヲ回復

ス

署 名

プリムス

セクソドゥス

登記——比例税。買戻は規定の期限前に登記するを要する。

第三者に所有権の移轉を爲す爲めには、賣却の證書は更に郡登記官の帳簿に登記するを要する。その手



續には比例税が課せられる。(この場合の登記を transcription と呼ぶ 譯者)  
交換若くは贈與のやうに價格が證書中に明記なき時は、申請人は不動産の見積を届出る必要がある。此届出による見積の價格には又比例税が課せられる。(一九〇〇年七月二十七日の法律第三條)

### 異議申立

直接税に關する事項

異議申立の理由は、營業財産の賣却により課税の移轉を請求する場合、比例税が高額に過ぎる家賃を根據としてゐる場合、期限の過ぎたる後久しくして始めて課税を知り免税を請求する場合、或者の税が他の者の税と共に重複使用されたる場合、家屋が破壊されたる場合等種々に區別することが出来る。此等の總ての場合には其縣の知事に對し次のやうな書式による届出をなすを要する。税額が三十フラン若くは三十フラン以上の場合には四フランの切手刷込用紙を用ふる。

……………縣知事殿

知事殿

署名人……ハ (姓名、職業、住所)

下記ノ事項ニ付キ請求ス

(要求の目的)

以上ノ要求宜シク御聞届相成度候也

敬 具

(署 名)

注意——月割納付済の領收書は添附するを要しない。

二重課税及び罰金の免除は大藏大臣宛に差出す。

例——

大臣殿

署名人……ハ

下記ニ付キ請求ス

申立人ハ何年何月何日ヨリ三ケ年五百フラン也ノ家賃ヲ以テ……殿ニ對シ口頭ニテ契約セル……所  
在ノ家屋一棟ノ賃借ニツキM……市何官廳ニ有効期間内ニ届出ヲ爲スコトヲ遺漏セリ。M……市何官  
廳登記官殿ハ該遺漏ヲ理由トシテ金六十二フラン五十分ノ罰金ノ納付ヲ要求セラレタリ  
然ルトココロ上記遺漏ハ全ク過誤ニ基クモノナルヲ以テ上記遺漏罰金ノ免除相成度候也

敬 具



何年何月何日 M……市

(署 名)

有効期間内に賃貸借契約の登記を遺漏せる場合も、詐欺の意思なき限り之に同じである。又相続の場合に債権の届出を遺漏し、且つ遺言人の死亡後に至つて始めて該債権の存することを知りたる時も同様。

参事院に對する請求

参事院議長殿

私儀下記ノ理由ニ基キ過日……ノ減税ヲ受クルタメ請求ヲ提起シタルトコロ之ヲ却下セル縣行政裁判所ノ何年何月何日附ノ決裁書ノ取消ヲ目的トシテ貴院ニ上訴ニ及ビ候 (有益なる書類を轉寫若くは添附する)

添附セル書類ニ據リ何年何月何日ノ法律第何條ハ請求人ニ有利ナルニ拘ラズ縣行政裁判所ハ請求人ニ不利ナル決裁ヲ爲シタルモノナルコトヲ御證明相成度シ

上記ノ理由ニ基キ請求人ノ請求ヲ審査相成度ク御願ニ及ビ候也

(署 名)

詐欺告訴

……市何裁判所検事殿

検事殿

去ル五月二十五日 ……居住X……殿ハ代金合計金二千フラン也ノセーザル産素焼小像十個ヲ金……也ノ仲介料ヲ以テM……村地主Y……殿ニ金二千五百フラン也ニテ賣却セララルル約束ニテ該物品ノ委託ヲ求メタリ

然ルトコロ當日ヨリ後X……殿トハ再會ナク、Y……殿ヨリX……殿ハ上記小像ノ賣買ヲ同氏ニ申出テタルコトナキヲ知レリ

ヨツテ茲ニ背信ノ理由ニ基キ貴検事局ニ告訴シX……殿ニ對シテ然ル可キ御處分ヲ命ゼラレシコトヲ御願ヒニ及ビ候也

敬 具

何年何月何日 M……

(署 名)



號數 年月 司法資料表題

第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエーの警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及ますたー論
第一三號	二、一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、三	辯護士倫理
第一六號	二、四	獨逸國調停法案及同理由書
第一七號	二、五	英國監獄制度
第一八號	二、六	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁採ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用者委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)



第三五號	大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號	一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號	一三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんどニ於ケル刑事手續	第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號	一三、二	佛國借家借地法	第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號	一三、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號	一三、二	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號	一三、三	米國少年裁判法
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號	一三、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第四七號	一三、六	瑞西辯護士法	六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號	一三、七	露西亞事情	六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

第六四號	大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號	大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號	一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號	一四、四	假釋放	八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論答)
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案	八五號	一五、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授速陪審制度論
第七〇號	一四、六	英國司法警察論	八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
七十二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號	一五、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號	一五、八	英國に於ける警察裁判所
七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號	一五、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所の實務(第三篇)
七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號	一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號	一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)	九四號	一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號	一四、一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號	一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
			九六號	一五、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	一五、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)



第九八號 大正二、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號 昭和二、八	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 一、二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號 二、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和二	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號 二、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號 二、二〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號 二、二〇	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第一二〇號 二、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號 二、三	司法ニ關スル法制	第一二一號 二、二	賭博に關する調査
第一〇五號 二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號 二、三	佛國の檢察制度
第一〇六號 二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號 二、三	フレデリック・バイウオターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號 二、四	保安處分	第一二四號 二、一	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(總則篇)
第一〇八號 二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號 二、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號 二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號 二、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第一一〇號 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號 二、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號 二、六	單獨判官と司法官制	第一二八號 二、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號 二、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號 二、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號 二、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號 二、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號 二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第一三一號 昭和二、九	ソヴィエト露西亞の法制(前篇)	第一五一號 二、四	徳川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 二、一〇	ソヴィエト露西亞の法制(後篇)	第一五二號 二、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號 二、一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪の常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 二、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 二、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 二、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號 二、三	治安判事論	第一五五號 二、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號 二、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 二、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號 二、二	刑の量定(前篇)	第一五七號 二、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號 二、三	刑の量定(後篇)	第一五八號 二、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號 二、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 二、三	徳川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 二、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 二、一	少年保護司指針
第一四一號 二、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 二、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 二、七	徳川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號 二、三	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 二、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 二、四	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號 二、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 二、五	佛國司法制度(前篇)
第一四五號 二、一〇	ソヴィエト露西亞民法(前篇)	第一六五號 二、六	佛國司法制度(後篇)
第一四六號 二、一一	ソヴィエト露西亞民法(後篇)	第一六六號 二、七	徳川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號 二、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號 二、八	支那替代刑事法思想(上卷)
第一四八號 二、一	ソヴィエト露西亞刑法	第一六八號 二、九	支那替代刑事法思想(下卷)
第一四九號 二、二	ソヴィエト露西亞裁判所構成法		
第一五〇號 二、三	英米獨佛の手形法及小切手法		



第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	七、一〇	ソヴェート法の理論
第一七三號	七、二	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事ノ部)
第一八八號	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポイランド改正刑法及ポイランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポイランド新民事訴訟法(一九三三年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴェート・ロシヤは犯罪を克服する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第二〇〇號	一〇、一〇	一九二二年第二回 海牙萬國手形法統一會議議事録
第二〇一號	一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産ノ部(上)
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度を以て檢出したる潜在指紋の定着方法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の改正について
第二一八號	一一、一〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領(第一部)
第二一九號	一一、二	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號	昭和一一、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	昭和一一、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	昭和一一、三	一九三〇年獨逸國株式會社及株式合資會社草案並に說明書
第二二三號	昭和一一、一	一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令
第二二四號	昭和一一、二	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正條文と各理由書
第二二五號	昭和一一、三	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨逸辯護士法條文 佛國法學通論







14.5  
54



終